第3部

基本計画

第1章 推進体制の確立のために

第2章 住みよい環境をつくるために

第3章 安全な生活をおくるために

第4章 健康で幸せな生活をおくるために

第5章 心豊かな人間性を養うために

第6章 豊かな暮らしを生みだすために

第7章 発展の基盤づくりのために

第3部

基本計画

推進体制の確立のために

- 1. 持続可能な行財政システムの確立 ······P. 17
- 2. ジオパークによるまちづくりの推進 ·····P. 24
- 3. 町民と行政による協働のまちづくり ……P.26



1. 持続可能な行財政システムの確立

1-1-1 健全な財政運営の推進

現状と課題

様似町では平成初期に進められた数多くの大型公共事業により財政状況は著しく悪化し、保有 している公共施設の維持管理すら困難な状況に置かれ、一時は財政再建団体 ※ に指定されること も危ぶまれました。

この状況から脱出するために、「行財政運営の基本的考え方」を平成17年度から平成22年度までの6年間を期間として策定し、職員給や議員報酬の減額をはじめ、事務事業及び投資的事業の徹底的な見直しを行い、行財政改革に取り組みました。結果として地方債残高の圧縮と一定程度の基金積立を行うことができ、危機的状況から脱しましたが、その一方で財政健全化を優先したことによる施策の停滞、公共事業の縮小が地域にも大きな影響を及ぼした時期でもありました。

健全化となった平成25年度以降は、橋梁・公営住宅の長寿命化対策や小規模治山等の防災対策に取り組むとともに、長年の懸案であった様似小学校改築事業や水産物荷捌施設設置助成事業に着手したほか、東日本大震災の津波に襲われた特別養護老人ホーム移転改築事業を断行するなど、町民の生活基盤確保と産業振興に取り組みました。その一方で人口減少に伴う交付税の減少に加え、老朽化施設の維持管理や戸籍電算化、ごみ処理広域化に伴う行政経費の増、投資的事業に係る公債費の増により、平成29年度からは財政調整基金をはじめとした各種基金を取り崩して収支均衡を図っており、町財政は再び悪化の方向へ進んでいる現状です。

今後の見通しとしては、令和5年度まで公債費は高止まりする状況であることから、施策の取 捨選択を図りつつ、地域経済にも十分に配慮した財政運営を進めていく必要があります。

めざす姿

- 〇中期的に収支均衡が図られるなかで、町民の二一ズに機動的に対応できる弾力性を持った財 政構造を確立するため、次のことを行います。
 - 各種施設の長寿命化を進めつつ、利用度の低い施設の統廃合を行います。
 - ・事務事業の見直しと効率化による経費節減を進めます。
 - ・ふるさと納税 ※ などの自主財源をさらに確保します。
 - ・毎年度のPDCA ※ により、常に中期的視点に立った財政計画の見直しを行います。
 - 町民理解に資するための、わかりやすい決算状況及び財政指標をまとめ公表します。
- ※財政再建団体 地方財政再建促進特別措置法に基づき、財政の再建(=実質収支の赤字解消)を行う団体。
- ※ふるさと納税 選択した自治体へ寄附を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度(上限あり)。さらに返礼品を貰えること等から人気がある。
- ※PDCA Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (見直し・改善)の頭文字で、効果的な計画を策定し、実施し、その効果を検証し、計画を見直ししていくサイクル(周期)。

基本計画

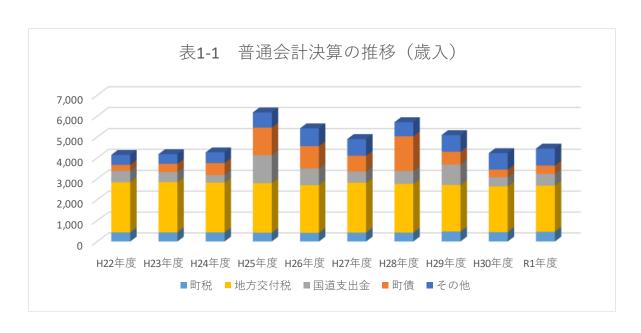
第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和 12 年度			
〇経常収支比率	92. 1%	90.8%			
○基金残高	1, 298, 094 千円	505, 343 千円			
〇ふるさと納税	92, 713 千円	200,000 千円			

関連するSDGsの目標

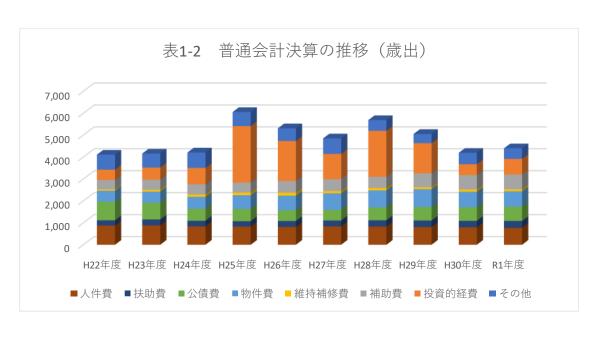






歳入 単位:百万円

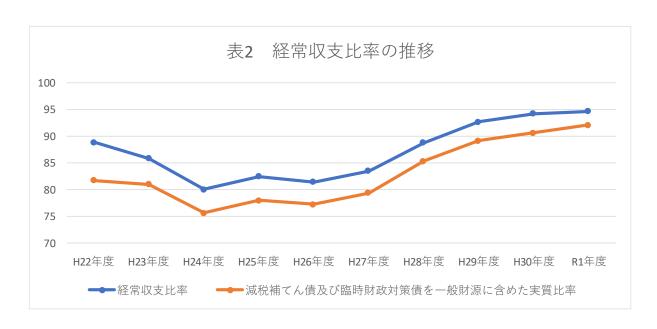
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計	4, 147	4, 183	4, 267	6, 178	5, 416	4, 904	5, 710	5, 094	4, 231	4, 449
その他	480	463	512	728	849	798	676	799	790	811
町債	293	393	570	1, 319	1,074	763	1, 658	607	367	393
国道支出金	540	486	363	1, 339	794	529	613	980	436	569
地方交付税	2, 399	2, 407	2, 391	2, 375	2, 286	2, 390	2, 339	2, 228	2, 191	2, 210
町税	435	434	431	417	413	424	424	480	447	466



歳出 単位:百万円

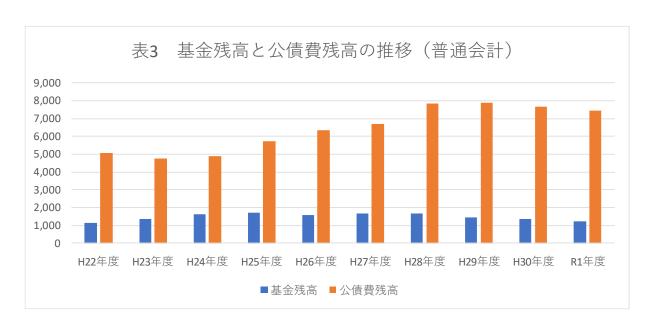
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計	4, 108	4, 158	4, 206	6, 054	5, 311	4, 850	5, 686	5, 052	4, 191	4, 399
その他	683	636	702	643	579	706	489	420	515	486
投資的経費	476	555	752	2, 574	1,825	1, 155	2, 098	1,377	499	711
補助費	427	461	465	461	537	541	517	634	662	674
維持補修費	61	83	104	117	130	101	102	87	98	92
物件費	503	507	541	627	667	754	781	818	712	700
公債費	844	764	548	558	491	485	585	609	615	652
扶助費	237	272	257	247	272	270	286	298	294	313
人件費	877	880	837	827	810	838	828	809	796	771

基本計画



単位:%

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
経常収支比率	88. 9	85. 9	80. 1	82. 5	81. 5	83. 5	88.8	92. 7	94. 3	94. 7
減税補てん債及び臨時										
財政対策債を一般財源	81. 8	81. 0	75. 7	78. 0	77. 3	79. 4	85. 4	89. 2	90. 7	92. 1
に含めた実質比率										



単位:百万円

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
基金残高	1, 130	1, 343	1, 624	1, 698	1, 562	1, 684	1, 663	1, 432	1, 379	1, 225
公債費残高	5, 058	4, 775	4, 875	5, 709	6, 362	6, 704	7, 837	7, 888	7, 686	7, 467

1-1-2 適切な行政運営の推進

現状と課題

基本計画

【行政サービスの進化と継続性の確保】

人口の減少による少子高齢化と地域経済の縮小が加速しているなかにあって、町民が求める行政サービスの需要は、複雑・多様化、高度化してきています。一方で、教育や福祉、介護、医療など住民生活上不可欠な施策はさらに充実していく必要があり、これら行政サービスを維持していくためには、町民と行政の情報の共有を図りつつ、限られた行政資源の選択と集中による改革・改善を進めていくとともに、町内の民間活力を生かしたまちづくりを推進していくことが求められています。

このため、事務事業の再評価による施策の改善と業務の効率化、職員の適正管理や有為な人材 の確保、行政課題や住民ニーズに対応できる組織の構築などに取り組んでいく必要があります。

【情報通信技術(ICT)の活用】

ICTは、今やあらゆる分野に利活用され、生活になくてはならないところまできています。 国は「ICT成長戦略」を描き、また、「Society5.0%」を提唱し、その利活用を推 し進めていますが、本町ではこのICTの効能を生かし切れていない状況にあり、町民の利便性 を高めるための手段として、その活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

【地方分権の推進】

「地域でできることは地域で」という考えのもと進められてきた地方分権ですが、財源の移譲が進まないほか、依然として一極集中が止まらず、国民の一体性という価値観もあり、十分な改革が進んでいるとは言えない状況にあります。本町においては、地方分権一括法 ※ などにより、これまで 1 7 法令に基づく 2 4 6 の権限を受け入れてきましたが、直接町民の利便性の向上につながっているものは多いとは言えません。

めざす姿

- 〇人口減少などの社会経済状況の変化に柔軟に対応することで、このまちに暮らす多くの人々に適切な行政サービスを提供します。
- ○働きやすい職場環境が整備されることで生産性を上げ、職員定員の減少を図ります。
- ○ⅠCTの活用による町民の利便性向上を図ります。
- 〇町内の民間活力がまちづくりに生かされるよう取り組みます。

第9次総合計画終了時までの目標

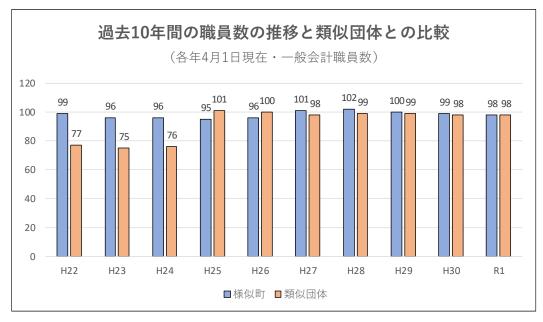
○事務事業の再評価による施策の見直しを進めます。

- ※Society5.0 サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会。
- ※地方分権一括法 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称で、地方分権を推進するために地方自治法などについて必要な法改正を行うことを定めた法律。

- 〇目標管理の明確化や研修の実施、多様な人材の確保と登用、ワークライフバランス ※ の推進などによる組織力の強化を図ります。
- ○効率的な組織とするための定員管理計画を策定します。
- 〇ペーパーレス化 ※ に取り組むとともに、電子決裁の推進による業務の効率化を図ります。
- ○ⅠCTの活用による電子申請手続きを推進します。
- 〇町内の民間活力を生かした指定管理者制度 ※ の活用を進めるため、指定管理者制度利用ガイドライン ※ を作成します。
- 〇町民の利便性が高まる権限移譲事務の受託を推進します。

関連するSDGsの目標





※「定員管理調査」より

数値は、類似団体に合わせて「一般会計」の職員数。

※ワークライフバランス 仕事と生活の調和。やりがいや充実感を感じながら働きつつ、家庭や地域生活においても、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

- ※ペーパーレス化 情報を紙に印刷して閲覧等をすることをやめ、PC等のデジタル機器の画面表示で代替すること。
- ※指定管理者制度 住民福祉を増進するための公の施設について、民間事業者等を活用してサービス向上を図る制度。
- ※ガイドライン 指針、または規制や運用等の基準。

基本計画

1-1-3 広域行政の推進

現状と課題

様似町の令和12年度の人口は約3、000人とされており、まちづくりに必要な各種施策を 進める一方で、自立性を確保しつつ人口規模に見合った形で、推進体制のスリム化も合わせて考 えていかなければなりません。

現状では、し尿処理、地方税徴収、不燃ごみ処理、消防、介護認定などが広域処理されていま すが、限られた財源や人員を効率的に活用するためには、さらなる広域的な行政システムの構築 が必要不可欠であり、北海道及び生活圏を共有する近隣町との広域連携をさらに進めていく必要 があります。

めざす姿

〇自立した行財政運営のもと、広域的視点からの事務事業の共同化を進めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇広域連携が可能な事務事業の洗い出しを進めます。
- ○北海道及び近隣町との相互協力関係を推進します。
- 〇北海道が進める「広域連携加速化事業 ※ 」へ積極的に参加します。

関連するSDGsの目標



※広域連携加速化事業 広域分散型の地域特性を持つ北海道では、地域の諸課題に対し、適切な相互補完と役割分担によ る広域的な連携が重要である。

人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、顕在化する地域課題に対応し、地域住民が暮らし続ける 上で欠かすことのできない基幹的行政サービスが将来にわたり確実に維持・確保されるよう、地 域の実情に応じて広域連携を図るべき事項を検討し、広域連携の取組を推進するもの。

2. ジオパークによるまちづくりの推進

1-2-1 ジオパークによるまちづくりの推進

現状と課題

本町は、「アポイ岳ジオパーク」として平成20年に日本ジオパーク、平成27年からユネスコ 世界ジオパークに認定され、令和元年には4年に一度の再審査を行い再認定されました。

ジオパークは、"大地の公園"を意味し、科学的に貴重な地質遺産などを保全し、それを教育や観光に活用することで、持続的な地域社会を構築するユネスコ(国際連合教育科学文化機関)のプログラムであり、地質・自然・文化遺産の保全、教育・観光の振興など多岐にわたる施策により成り立つプログラムです。平成31年4月現在、41ヶ国147地域が認定されています。

ジオパーク活動は、本町の知名度向上につながるとともに、ふるさとジオ塾や小中学校で行われる「ふるさとアポイ学」などにより、教育分野において本町の魅力再発見につながる形で活用されています。また、ジオツアーとして本町の産業や歴史、自然等によりプログラムを盛り込んだツアーを実施しているところです。

しかし、住民アンケート結果にみられるとおり、ジオパーク活動への理解が浸透しているとは 言い切れない状況です。また、今後はユネスコ世界ジオパークとして国際的活動を求められてい る面もあり、限られた条件のなかで、ユネスコ世界ジオパークとしてどのように活動し、情報発 信をしていくか、多方面から検討していく必要があります。

めざす姿

- 〇関係する施策の有機的結びつきによって、町民の誇りや愛郷心の向上、滞在型観光の推進な ど事業推進による効果の最大化を図ります。
- 〇町民向けの講座やツアーを充実化し、町民のまちづくりに対する参加・協働意識の醸成を図ります。
- 〇地質・自然・文化遺産の活用を促進することや産業振興を図るための、研究者への支援と連携を図ります。
- 〇ホームページの多言語化を行い、情報発信の環境整備を図ります。

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

- ○ユネスコ世界ジオパークネットワークでの相互交流及び4年に一度の再認定審査を通じてアポイ 岳ユネスコ世界ジオパークの質の向上を図ります。
- ○ジオパークに対する町民理解度向上のためのプログラムを確立します。
- ○情報発信のための環境を整備します。
- ・ホームページ多言語化 3言語以上



第9回日本ジオパーク全国大会 アポイ岳(北海道様似町)大会











3. 町民と行政による協働のまちづくり

1-3-1 コミュニティ活動の推進

現状と課題

地域社会づくり活動の中心となっている自治会(町内会)は、町内に25団体が組織されています。自治会の主な活動として、住民相互の親睦活動や地域内での諸問題の解決、交通安全運動、防犯、防災、青少年の健全育成、清掃美化、住民福祉などに取り組んでいます。

しかし、自治会(町内会)活動の担い手の固定化や高齢化などによる問題も生じており、また、 地域によっては過疎化による世帯数の大幅な減少や高齢者の増加など、自治会活動そのものが困 難になっているところもあります。

めざす姿

- 〇自治会 (町内会) の自主的な活動を促進するとともに、地域住民との対話による町政懇談会、 毎年開催する自治会長会議など、自治会活動を通じた住民主体のまちづくりを推進します。
- 〇自治会運営が円滑に行われるよう、運営についての相談窓口としての役割を果たします。

第9次総合計画終了時までの目標

○まちづくりへの相互協力体制を確立し、より多くの世帯が自治会活動に参加するよう努めます。

	令和元年度	令和12年度			
自治会加入率	88.1%	90%			





基本計画

1-3-2 男女共同参画の推進

現状と課題

様似町では、平成12年に「様似町男女共同参画条例」を制定し、啓発活動を行っておりますが、住民全体に意識の浸透が図られていない状況にあります。

男女共同参画社会の形成に関する政策の基本的な方向性は、家庭や職場、地域社会がそれぞれの場で、人権尊重、男女平等などの男女共同参画のまちづくりへの理解と環境づくりであり、引き続き住民への啓発活動が必要です。

めざす姿

〇女性も男性もすべての人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任もわかち合いつつ、性別 に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりを推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇男女共同参画社会について、町民に意識が浸透するよう粘り強い啓発活動を実施します。
- 〇まちづくりのリーダー的地位(各種委員等公職者)に、女性が占める割合が少なくとも30% になるよう、各分野の取組を推進します。

	令和元年度	令和12年度			
各種委員等公職者に	23 4%	3 0 04 PL F			
女性が占める割合	23.4%	30%以上			









1-3-3 情報共有体制の推進

現状と課題

本町からの情報発信として、毎月1回「広報さまに」と「広報さまにお知らせ版」を発行し、町内のほとんどの世帯へ配布するとともに、町のホームページやフェイスブックなどのSNSを活用し情報を発信しています。町民アンケートでは、回答者のほとんどが広報紙を読んでいるほか、町のホームページも4割以上が閲覧しており、今後もこれらの媒体を使って、町民にわかりやすい内容で行政情報を届けるとともに、町外に向けては効果的なPR発信をしていく必要があります。

高齢者が多い本町においては、今後においても広報紙の重要性は変わりませんが、ホームページは今後ますます利用が高まる重要なツールです。近年では高齢者や障がい者など、年齢的・身体的条件に関わらず、提供されている情報にアクセスし利用できるよう、ウェブアクセシビリティ ※ の確保が重要視されていますが、本町のホームページは掲載情報の充実やスマートフォン対応、ウェブアクセシビリティの確保が十分とは言えず、インターネットによる情報発信を十分に活かし切れていない状況にあります。

広聴活動としては、自治会長会議や町政懇談会などを通じ情報交換の場を設けていますが、町 政懇談会の開催については減っている状況です。

情報交換の場を設け、課題を共有し、住民がまちづくりに積極的に参加できるような体制を確立する必要があります。

めざす姿

- 〇町内外の人が、広報紙やホームページなどから自分の欲しい情報を簡単に得ることができる とともに、行政と住民が情報交換できる体制を確立します。
- 〇町の魅力や特性を広く発信し、認知度やイメージの向上を図ります。
- 〇幅広い年齢層のかたの見やすい構成となるよう、広報紙及びホームページの充実を図り、町 民の「広報さまに」や「広報さまにお知らせ版」、及びホームページの閲覧者を増加させます。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇ホームページのスマートフォン対応化とウェブアクセシビリティの確保を図ります。
- ○町民の、町に対する意見や要望などを聴くための体制を構築します。
- ○オープンデータ ※ の公開と内容充実を進めます。

〇各種情報閲覧率

	令和元年度	令和12年度				
広報さまに	9 7 %	100%				
町ホームページ	4 3 %	60%				



※ウェブアクセシビリティ 心身機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブ情報を利用できること。
※オープンデータ 地方公共団体等が保有するデータを、インターネット等により、誰もが利用できるよう公開すること。

第3部

基本計画

住みよい環境をつくるために

1.	主	ち	な	4	σ	慗俧	片 .		 	- [)	2	q
		~	'ch	0 5	$\mathbf{v}_{\mathcal{I}}$		FI .			- 1	-	\	Ú

- 2. 自然の保全 ·····P. 34
- 3. 上下水道の整備 ······P.36
- 4. 衛生対策の推進 ······P. 38



基本計画

1. まちなみの整備

2-1-1 住環境の整備

現状と課題

人口の減少や高齢化社会の到来など、社会構造の転換期を迎えているなかで、居住環境へのニーズが多様化しています。

本町の住宅建設は、低迷が続く経済状況のなか、個人住宅などの建設が進みにくい状況となっています。公営住宅は、子育て世帯・高齢者世帯等のセーフティーネット ※ を担っているものの、依然として老朽化し狭隘な住宅が存在しているため、改修時期を迎える住宅を含め、集約化を念頭に計画的な整備が求められています。

今後は、社会情勢の変化や少子高齢化の進展、人口減少などを視野に入れた住宅需要の把握に 努め、良質で快適な住環境の確保と供給を行うとともに、公営住宅の維持管理に要する経費の削減が必要となっています。

めざす姿

- 〇住宅新築リフォーム等支援補助金制度により、個人住宅の新築及び増改築などの促進を図り、 住環境の向上と快適な暮らしができるように支援します。
- 〇公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画 ※」に基づきながら、需要にあわせた計画的な整備及び供給を図り、高気密・高断熱・高耐久の住宅整備による環境負荷の軽減を推進するとともに、民間事業者との連携を検討しながら適正に維持管理します。
- 〇住宅に関する相談に積極的に応じ、住民の良質な住まいづくりを支援します。

第9次総合計画終了時までの目標

○次のとおり整備を推進します。

年 度	整	備内容				
	公営住宅建替事業	栄町団地、旭団地				
令和3年度	公営住宅長寿命化型改善事業	大通第1団地、錦町団地、港町団地				
~ 令和 12 年度	公営住宅維持管理事業	大通第1団地、鵜苫第1団地				
	住宅新築リフォーム等支援事業	個人住宅の新築及び増改築等の促進				

※セーフティーネット 社会保障を含む安全網。 ※公営住宅等長寿命化計画 公営住宅等における

長期にわたる効率的な維持管理や、改善・建替 等の関連事業に関する計画。







2-1-2 公園の整備

現状と課題

山と海の自然に恵まれた本町は、アポイ岳の玄関口となっている「アポイ山麓自然公園」と海水浴を楽しめる「親子岩ふれあいビーチ」、散策コースとなっている「観音山公園」や「エンルム岬公園」など、多くの町民や観光客の憩いの場となっています。

アポイ山麓自然公園は、アポイ岳ジオパークビジターセンターとともにアポイ岳の玄関口として、遊具やキャンプ場を備え、隣接するパークゴルフ場や樹木園など、一体となって整備しています。

観音山公園やエンルム岬公園は、ジオサイト ※ やフットパス ※ コースとして整備・保全され、 観光スポットとしても重要な施設となっています。

このほかにも、幌満自然公園やソビラ公園、かもめ公園をはじめ、ふれあい広場や、北海道から委託されている様似ダムなど、多くの施設が点在しています。

利用者の増加や満足度を高めるためには、各施設を観光スポットとして結びつけるほか、周辺施設を含めた設備や備品を整備し、人気設備の更新や拡大・導入が必要となっています。

さらに、施設ごとや設置目的別など一体(一元)管理、または委託による効率的な運営を図り、 有料利用者の利便性向上をめざす必要があります。

めざす姿

- 〇恵まれた自然を観光資源として生かすため、公園をはじめとした観光スポットや散策コース 等の情報発信をしていきます。
- 〇アポイ岳ジオパークビジターセンターやアポイ登山とタイアップし、家族で楽しめるアポイ 山麓ファミリーパーク周辺の整備を進めていきます。
- 〇親子岩ふれ愛ビーチ・キャンプ場に人を呼び込む方策を検討するとともに、観音山公園の保 全やPR活動を推進し、一体的な誘致をめざします。
- 〇その他の公園を含めて、効率的な管理・運営と適正な人員配置など施設管理のあり方を検討 し整理します。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○常に多くの方が使いやすい管理・運営を通して、住民がこのまちに住みやすさを感じる機会が 増えるようにします。
- 〇主に町外の方が、公園間の行き来きをしやすいように、主な施設に公園間の紹介などを設置します。 関連するSDGsの目標
 - ※ジオサイト ジオパークの大地のなりたちがわかる見どころ。 ※フットパス イギリスを発祥とする森林や田園地帯、古い街 並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら 歩くことができる小径(こみち)のこと。



2-1-3 景観の保全

現状と課題

基本計画

本町にはアポイ岳や親子岩、幌満峡など他に誇れる美しい自然景観が数多く存在しています。

本町では、様似町民憲章の具現化のため、町内を花で飾るために活動を行う団体や清掃活動を 行う団体があり、活動への支援のほか、美しい景観を守り、つくり、育てるため「ふるさと様似 の景観づくり条例」を制定し、景観の保護に努めてきました。一方で、道路沿いの施設の老朽化 や国道沿いの雑草、ごみの放棄や空き家の増加により、町の美化及び風景の保全に支障が生じて いる状況にあります。

めざす姿

- 〇景観は、その土地の自然や歴史、風土によって長い年月をかけて形成されていくものです。さまざまな施策を通じて啓発することにより、住民が「景観の素晴らしさ」を意識しながら過ごしていけるようなまちづくりを推進します。
- 〇ユネスコ世界ジオパークとして、来訪者に自然景観の素晴らしさを感じて貰えるよう、国道や 道道、町道周辺、建物や各種看板などの景観保全を関係機関と連携して進めます。
- 〇本町の美しい自然景観を、町内外へPRできるような施策を推進します。
- 〇不法投棄等をなくすことによる、きれいなまちづくりのための「ゴミゼロのまち」をめざします。
- 〇様似町が誇れる景観を今後も保全していくため、新たな人工構造物などの整備に関し、風景を 損ねないよう助言などを行い、景観の保全に努めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○本町の美しい自然景観を町内外にPRしていきます。
- ○誰もがきれいなまちと実感できるよう、町民との協働により雑草駆除、ごみ管理、建物・看板 等の適正な維持管理を図ります。
- ○景観に影響する空き家等についての対策を継続して行います。





2-1-4 空き家対策の推進

現状と課題

過疎化、少子高齢化が加速するなかで、空き家の増加が、都市部・地方を問わず深刻な問題と なっており、本町においても、例外ではありません。

現在、本町の空き家戸数は、約160戸余りありますが、その約20%は利用不可能な空き家 で、老朽化した空き家が放置されることにより、本町の美しい景観が損なわれるとともに、倒壊 の危険や犯罪、火災の誘発など、地域の生活環境に悪影響を及ぼし、重大な懸案事項となってお り、危険な空き家の除却は緊急の課題となっています。

このような現状を踏まえ、本町では地域の生活環境の保全と町民が安全で安心できる暮らしの 実現を図ることを目的として、空き家所有者による自主的撤去を促すことを基本とする「様似町 空き家等の適正管理に関する条例」を平成25年9月に制定し、緊急性のある2カ所4棟の建物 を行政代執行により解体を進めてきました。

国においても「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という。)が整備され、本 格的に空き家対策が推進されており、本町も条例を廃止し、国の制度に併せて「様似町空家等対 策計画」を策定するなかで取組を始めています。

また、入居可能と思われる空き家は約80%あり、その有効活用を図るため空き家・空き地バ ンク ※ 制度を立ち上げ、空き家の再利用の推進と移住・定住対策の住資源としての利活用を図る ための対策が課題となっています。

めざす姿

- 〇地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし、また、景観上支障となっている空き家の除却を進める ため、法に基づき「特定空家等※」と判断された空き家については所有者に勧告等を進めます。
- 〇空き家・空き地情報の可視化を図るため、所在地の実態を把握するとともに「空き家・空き地 バンク」としてデータベース管理を進めます。
- 〇空き家の利活用や移住・定住対策の受け皿として、「空き家・空き地バンク」のPRや充実に 努めることで登録数や再利用数が増加し、利活用されることで空き家を減少させていきます。

※空き家・空き地バンク 自治体や民間団体が賃貸や売却を希望する空き家物件の間取りや築年数、空き地の面積や形状、 写真、価格などの情報を集約して自治体のホームページなどで公開し、利用希望者を募り、賃貸 や購入の申し込みがあれば、自治体や民間団体などのバンク運営側が所有者と希望者双方に連絡 し、両者で契約交渉する仕組み。

- ※特定空家等 ①建築物等が保安上危険となるおそれがある状態。
 - ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態。
 - ③適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。
 - ④その他周辺の生活環境保全のために、放置することが著しく不適切である状態。

計画

基本計画

第9次総合計画終了時までの目標

〇空き家戸数

平成 28 年度調査時	9次計画終了時
166戸	180戸

空き家の分布

地区名	鵜苫	西町 西様似	本町	栄町 大通	錦町 緑町	岡田 田代	平宇 冬島	幌満 旭	計
空き家数	1 9	1 7	3 1	3 7	1 9	1 9	1 3	1 1	166

○空き家・空き地バンク登録数と再利用数

	平成30年度~令和元年度	令和3年度~12年度
延登録数	15件	4 5 件
再利用数	10件	3 0 件





2. 自然の保全

2-2-1 自然環境の保全

現状と課題

アポイ岳高山植物群落は、かんらん岩の土壌や海洋性気候の影響を受け、ヒダカソウなどの固 有種を含む独特な植物群を形成しています。この植物群落は、昭和27年に国の特別天然記念物 の指定を受けました。

しかしながら、今のアポイ岳高山植物の生育状況は、過去の大量盗掘、地球温暖化の影響と思 われる植生遷移やエゾシカの食害などの要因により、国の特別天然記念物に指定された当時の状 況と比べ、個体数の減少が進んでいます。

このような背景もあり、アポイ岳ファンクラブ ※ は定期的に盗掘防止パトロールやキャンペー ン活動、また環境教育の一環として、地元中学生が家庭で種から育てた苗を植栽する「アポイド リームプロジェクト」など、町民主導によるアポイ岳の保全活動が続けられています。

本町としても、アポイ岳周辺山域の高山植物の保全を進めるため、学識経験者による科学的な 知見から保全策を検討する組織「アポイ環境科学委員会※」を平成27年に発足しました。また、 国の補助事業を活用しながら、高山植物減少の要因と考えられる問題について事業化し、各種試 験調査や研究によるデータ分析の蓄積を目的とした取組を進めています。

今後、これらの調査研究で得られた知見に基づき、アポイ岳を中心とした貴重な自然を持続的 に保全再生していくための指針となる基本計画策定や、保全再生事業を実行するため、町民・研 究者・行政が三位一体となった組織体制の強化が必要です。

めざす姿

- 〇アポイ岳の豊かな自然を持続的に保全再生していくうえでの指針となる目標を定めます。
- 〇町民・研究者・行政機関などが連携協力し、アポイ岳の保全再生事業を推進します。
- 〇日高山脈襟裳国定公園の国立公園化の動向に注視しながら、包括的に保全再生事業を展開す るため、国が策定する公園計画(生態系維持回復計画)について関係機関と協議します。
- 〇学習会やSNSなどを活用し、アポイ岳の自然の魅力をはじめ、アポイ岳の現状や保全活動 などについて町内外向けに情報発信をします。
- 〇自然に配慮し、登山者らにアポイ岳周辺を快適に利用してもらうため、登山道などの環境整 備をします。

※アポイ岳ファンクラブ 「アポイを愛し、アポイがいつまでもアポイであり続けるために」をスローガンとし、各種調 査、研究などの活動をしている民間団体で、平成9年9月に発足した。

※アポイ環境科学委員会 アポイ岳保全の核心地域である特別天然記念物指定区域における現況把握、各種試験による再 生手法の検証、再生事業の展開を科学的に検討するため、平成27年10月に設置。

第9次総合計画終了時までの目標

基本計画

- 〇アポイ岳自然環境保全再生基本計画(仮称)、アクションプラン ※ を策定します。
- 〇アポイ岳自然環境保全対策会議(仮称)を設立します。
- ○半永久的なトイレブースを設置します。
- ○自然環境教育プログラムを確立します。



ヒメチャマダラセセリとアポイアズマギク



アポイドリームプロジェクト





3. 上下水道の整備

2-3-1 上水道の整備

現状と課題

本町の水道事業は、昭和27年の創設から68年、高度経済成長や生活水準の向上などを背景に普及率も100%近くにまで達し、地域住民に安定した給水を続けています。しかし、時間の経過とともに水道を取り巻く環境も大きく変化し、浄水場施設の老朽化や配水管の耐用年数到達が進み、一方では人口の減少にも歯止めがかからず、将来に向けて経営の転換点に差し掛かっています。

給水人口の減少等による収益減少が見込まれるなかで、水道事業を将来に向けて持続していくには、水道技術を活かした施設の維持管理や経営戦略等により経営の安定化を図り、施設の老朽化対策や重要管路の耐震化及び今後の更新事業を短期的かつ長期的な観点から検討していかなければなりません。

めざす姿

- 〇コスト削減などにより、経営改善を図ります。
- 〇修繕や更新は、施設や設備の耐用年数・機能劣化の状況を見ながら適切に行い、安定的な給 水を図ります。
- 〇未給水地域の自家用水道施設に係る助言を行い、必要に応じて水質検査を実施します。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○浄水場の処理機能を補強・更新します。
- ○導水管を更新します。
- ○管路更新計画を策定し、配水管を更新します。
- 〇水道技術者を確保・育成します。



基本計画

2-3-2 下水道の整備

現状と課題

本町の下水道事業は平成5年度に事業着手、平成11年3月に供用を開始し、以後、積極的に施設整備を進め、令和2年3月の下水道処理人口普及率75.7%、水洗化率 ※89.1%、管路総延長37km、終末処理場・ポンプ場7か所を稼働させ下水道事業を進めています。

供用開始以来、汚水処理・水環境・浸水対策については、大きな問題もなく適切に事業を進めておりますが、今後の課題は、施設老朽化に伴う改築更新費用の増加、人口減少による使用料収入の減少、経営健全化対策、下水道技術者の確保などさまざまな問題を抱えている現状にあります。

めざす姿

- 〇将来的にわたって、持続可能な下水道事業をめざします。
- 〇下水道事業の経営健全化に向けた取組を推進します。
- 〇下水道施設の老朽化対策・計画的な改築・更新を実施します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇ストックマネジメント ※ を策定し、効果的に対策をします。
- ○資産の適正な維持管理と経営状況の正確な把握をします。
- ○下水道技術者の確保・育成をします。



- ※水洗化率 処理区域内人口に占める水洗化を行った人口の割合。
- ※ストックマネジメント 施設管理を最適化するため、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位を付けて施設の点検・調査、修繕・改修を実施するための計画。

4. 衛生対策の推進

2-4-1 適正な廃棄物処理の推進

現状と課題

一般廃棄物については、平成9年度からクリーンセンターにおいて処理をしています。最終処分場(埋立処分場)は、平成23年度に供用終了の予定でしたが、人口減少によるごみ排出量の減少、プラスチック類の焼却に伴っての埋立量の減少及びえりも町との最終処分場の広域化により今後10年程度の供用が可能であります。焼却施設については、平成25年度よりプラスチック類の焼却開始に伴い、稼働日数が190日前後と増加しています。稼働日数の増加による摩耗、老朽化などのため各種設備の補修や更新が必要となっています。

また、ごみボックスについても老朽化による更新を計画的に進めていますが、今後も更新を進めていく必要があります。

リサイクルについては、現在行っている品目のリサイクル体制を維持するとともに、新たな品目の追加について検討する必要があります。

めざす姿

- 〇一般廃棄物については、人口の減少により総排出量は減少していますが、今後もごみに関する情報の提供、普及啓発、環境教育の実施などにより、住民、事業者の排出抑制、再利用・再生利用を意識した取組を促進し、一般廃棄物の排出抑制を推進するとともに、クリーンセンターで適正処理を行うための施設機能の維持向上を図り、環境に負荷をかけない処理体制を確立することにより快適な生活環境づくりをめざします。
- 〇リサイクルについては、現在行っている品目以外の容器包装プラスチックなどのリサイクル について検討を進めます。
- 〇収集運搬の方式や処理体制については、町民の意識の変化等に対応して最適な方策を検討します。

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和 12 年度
〇一人一日当り 一般廃棄物排出量	952g	810g
〇一般廃棄物 総排出量	1, 476 t	887 t
〇リサイクル率	25%	30%



2-4-2 公衆衛生対策の推進

現状と課題

本町では、快適で衛生的な環境を維持するため、各種公衆衛生対策を推進していますが、現在、 課題としてあるのは、主に墓地・葬斎場、し尿処理及び畜犬の管理関係についてです。

墓地・葬斎場については、町内に10カ所ある共同墓地のうち、道路、給水施設等が未整備となっている地区があるため、整備が必要となっています。また、様似共同墓地については、近年、人口減少とともに新規に墓石を建立するかたが減少するとともに、近年の傾向として改葬 ※ する遺族も多く見られ、合葬墓 ※ を望む声も多くなってきています。

葬斎場については、施設の老朽化が進んでいることから計画的に施設整備を進める必要があります。また、施設の更新について、広域的な観点での検討が必要となってきています。

し尿処理施設については、日高東部衛生組合 ※ を組織して共同処理を行っていますが、施設の 老朽化が進んでおり、東部3町でMICS事業 ※ (汚水処理施設共同整備事業) 方式により令和 4年に供用開始をめざして事業が進められています。

畜犬管理については、散歩時における糞尿の処理をしない飼い主も少なくなく、その啓発と指導に努める必要があります。

めざす姿

- ○墓地の公衆衛生環境の向上及びより使用しやすい環境の整備に努めます。
- 〇葬斎場は、使用時に不具合が生じないよう計画的な施設整備に努めるとともに、常に施設内 の衛生管理及び清掃美化を図ります。
- 〇公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置を促進し、住民の快適で衛生的な生活を確保します。また、し尿処理については、MICS事業方式での処理を進め、より効率的で効果的な事業運営を推進します。
- ○畜犬の登録、狂犬病予防注射及び野犬掃討については、より確実な実施を図り、住民生活の 安全安心の確保に努めるとともに、畜犬の飼い方などについて、より指導を徹底し、飼い主 のマナーの向上を図ります。
- 〇行政と地域住民が連携して公害の監視に努めるとともに、法令等の遵守について、事業所等 への指導強化を図り、安全で安心して暮らせる生活環境を確保します。

[※]改葬 一度埋葬した遺骨や墓石などを他の墓(外墓や納骨堂)に移すこと。

[※]合葬墓 家族単位ではなく、広く共同に利用する墓。骨壺単位で収納する場合や、骨壺単位でない場合もある。

[※]日高東部衛生組合 浦河町、えりも町と本町の3町で組織されており、し尿の汲取り及び処理事業と事務を行っている。

[※]MICS事業 下水道事業を実施する地域において、農業・漁業集落排水事業(本町は未実施)などの汚水処理施設整備事業が実施されている場合、共通する処理工程の施設を共同で利用することで効率化が図られ、その施設の整備を下水道事業で行う制度。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇墓地については、駐車場、道路、給水施設等の整備をはじめとした環境整備を図ります。また、 近年人口減少とともに要望が出てきている合葬墓の検討を進めます。
- 〇葬斎場施設の計画的な整備改修に努め、安心できる施設運営を進めます。
- ○葬斎場のあり方について、新築や広域化など人口減少を考慮した検討を進めます。
- 〇公共下水道区域以外の環境改善のため、引き続き浄化槽設置整備事業補助金(年間 5人槽2 基・6~7人槽2基)を交付します。
- ○畜犬の糞尿の後始末に係る啓発用看板を公園及び散歩道などへ設置します。
- OMICS事業(汚水処理施設共同整備事業)方式による、し尿処理施設の整備を行うとともにより効率的で効果的な事業運営を推進します。



様似町葬斎場



第3部

基本計画

女全な生活を おくるために

1	-	防災体制の整備 ······P. 41
2		交通安全と防犯対策の推進 ······P. 43
3	} _	消防・救急体制の整備 ······P. 45
4	٠.	国土保全対策の推進 ······P. 49



基本計画

1. 防災体制の整備

3-1-1 防災体制の整備

現状と課題

本町は地理地形上、津波や洪水、落石などの自然災害が発生しやすい地域にあります。

このため、災害発生箇所及び予想箇所を把握するなかで、危険箇所については、河川改修や海岸保全対策、治山事業などを関係機関と連携し推進するとともに、災害種別に応じたハザードマップ ※ を作成し全世帯に配布するなど、住民の防災意識の向上を図ってきました。

また、災害情報をより迅速かつ確実に住民へ周知するため、防災無線の屋外スピーカーの増設 や一部地域への戸別受信機の設置を行うとともに、役場庁舎や避難所となる公共施設などに食料 や飲料水などの備蓄を進めるなど、いざという時の備えを整えてきました。

一方、近年は、気候変動による豪雨など全国各地で大規模な自然災害が頻発しているほか、北海道太平洋沿岸地域の脅威となっている日本海溝及び千島海溝を震源とする大規模地震やそれに伴う津波などの危険性も切迫しているとされており、さらなる防災意識の向上や自主防災組織・情報伝達体制の充実、避難場所の整備及び備蓄体制の強化を図っていく必要があります。

災害の発生時においては、高齢者、障がい者、乳幼児などの特に配慮を要する人の安心・安全 を守るため、必要な情報を精査し、緊急時や各種災害時に備えた支援体制の整備が必要です。

めざす姿

- 〇住民一人ひとりが自然災害の発生のリスクを理解するとともに、災害の種類・状況に応じて適切な行動をとるなど、いざという時の備えと心構えができるよう、啓発等を推進します。
- 〇関係機関や事業所、町民らの官民協働により、地域の防災力向上を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇住民一人ひとりの防災に対する意識の向上を図るため、講演会や出前講座、防災訓練などの防 災事業を実施します。
- 〇自主防災組織の拡充や災害時の自主活動について各自治会と協議し、その結成・活動を促進し ます。
- ○防災備品や食糧、飲料水のさらなる備蓄を進めるとともに、住民に対しても災害時のための備蓄の必要性を啓発します。
- ※ハザードマップ ある災害に対して、その地域がどの程度の被害となるか予測し、地図上に示したもの。

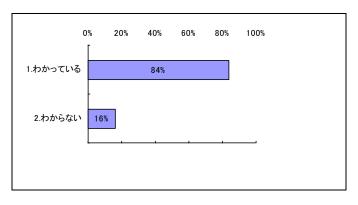
- 〇防災行政無線移動系のデジタル化や各世帯への戸別受信機の設置を行い、災害時の情報伝達体制のさらなる拡充を進めます。
- 〇避難行動要支援者名簿 ※ を逐次更新し、自ら避難することが困難な高齢者などの現状を把握します。

関連するSDGsの目標



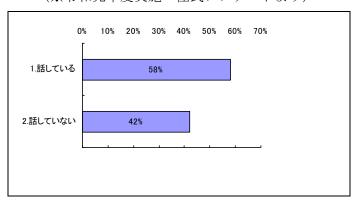
■ あなたは、近くの津波等一時避難場所や避難所がどこかわかっていますか。

(※令和元年度実施 住民アンケートより)



■ あなたは、災害が発生した際に家族が集まる場所などを話していますか。

(※令和元年度実施 住民アンケートより)



※避難行動要支援者名簿 大地震等の災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々(避難行動要支援者)をあらかじめ登録しておく名簿。

2. 交通安全と防犯対策の推進

3-2-1 交通安全対策の推進

現状と課題

本町における交通事情は、公共交通機関が縮小傾向にあることから、自家用車への依存度が非常に高くなっています。しかしながら、町民への交通安全思想が徐々に浸透し、加えて道路や交通安全施設等の整備が年々進んでいることから、交通事故の発生件数は減少傾向にあります。

町では、様似町交通安全条例に基づく様似町交通安全計画を作成し、国、北海道の施策と並行 して各関係機関の協力を得ながら、交通安全対策を積極的に推進していますが、さらに車両の円 滑な運行と歩行者の交通安全を確保するためには、交通安全施設の整備をはじめ、高齢者や児童 生徒への交通安全教育と思想の普及や高齢運転者への免許自主返納の取組の促進を図るなど、交 通安全対策を総合的に推進する必要があります。

めざす姿

- 〇様似町交通安全条例の「人命尊重の基本理念」に基づき、町民自らが交通安全に関わり責務 を果たせるよう町をはじめ関係機関、団体、事業所、学校及び地域と連携し、交通安全教育 の充実や交通安全運動を積極的に進め、交通事故のない安全・安心で住みよいまちづくりを めざします。
- 〇交通安全施設の整備について、国道、道道に係るものは関係機関に要請していくとともに、 町道については計画的に整備を進め、道路交通環境の向上を促進し、特に冬期間の安全で円 滑な交通の確保を図ります。
- ○国及び北海道との適切な役割分担のもと、警察をはじめ関係機関等との連携を図りながら、 高齢者や児童生徒への交通安全教育と思想の普及や地域公共交通の確保を図るなかで高齢運 転者への免許自主返納の取組を促進するなど交通安全対策を総合的に推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

交通事故死ゼロの日	平成21年時点
最高到達記録日数	1,887日
令和2年4月1日時点	124 日
令和3年4月12日	500 日
令和 4 年 8 月 25 日	1,000 日
令和 12 年度	4,140 日(令和 13 年 3 月 31 日)

3-2-2 防犯対策の推進

現状と課題

本町における刑法犯罪の発生件数は、平成29年に17件の発生がみられましたが、ここ10年間の発生件数は年間10件で減少傾向にあります。

全国的に犯罪は減少している一方で、その手口が巧妙化・多様化しており、被害に遭うかたが 未だに後を絶たない状況から、本町における被害の発生が懸念されるところです。

このような状況下において、本町では「様似町安全で住みよいまちづくり条例」及び「様似町暴力団排除条例」を制定し、犯罪等の抑止のため防犯協会が中心となってさまざまな防犯及び啓発活動を展開しているところですが、町とこれら団体・関係機関とが緊密な連携・協調を図り、また、町民への協力体制を呼び掛けるなかで、「犯罪のない安全で明るい地域づくり」を実現するため、町民の防犯意識を高め、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境づくりに努めるなど、町民が一丸となって積極的に防犯活動を推進する必要があります。

めざす姿

- ○防犯協会をはじめ、町、関係機関・団体、事業者、そして町民が一体となって防犯及び啓発 活動に積極的に取り組み、公共施設のほか通学路等における防犯カメラの設置及び設置場所 の検討を進め、犯罪に強いまちづくりを実現します。
- 〇犯罪被害者などに対しては、国及び北海道との適切な役割分担のもと、警察をはじめ関係機関と連携を密にして、経済的・精神的負担などの緩和を図るとともに、地域ぐるみで支え合う支援体制の充実を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○青色回転灯装備車による防犯パトロールを実施します。(月4回)
- ○安全で明るいまちづくりのためのLED街灯を整備します。
- ○防犯カメラを設置します。



3. 消防・救急体制の整備

3-3-1 消防体制の充実

現状と課題

基本計画

近年の災害は大規模・複雑化・多様化の傾向を呈しており、それらの災害に対応するため本町 の消防体制を強化していく必要があります。

昭和40年に建設された消防庁舎にあっては築55年を経過し、車庫は依然として消防車両等の大型化などから狭隘化が顕著であり、事務室・仮眠室・会議室は職員増に伴い手狭な状況になっています。

また、水槽付消防ポンプ自動車は23年、救助資機材は28年経過しており性能低下により現場活動時に支障が生じるおそれがあります。

さらには、地域防災の担い手となる消防団員は新入団員の加入はありますが、少子化や若者の 町外転出、また消防団員の高齢化に伴う退団により120人の定員に対し実員90人を切る状態 が続いています。

めざす姿

- 〇災害時の拠点として対応するため新庁舎の移転建築を進め、町民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。
- ○老朽化した消防車両、救助資機材等を更新します。
- 〇ポスターの掲示や町ホームページを活用し消防団員数80人以上の維持を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○新庁舎の移転改築に向けて検討を進めます。
- ○消防車両の更新

年 度	車 両 名
令和3年度	水槽付消防ポンプ自動車
令和4年度	指令車
令和8年度	消防ポンプ自動車
令和9年度	水槽付消防ポンプ自動車
JJ	作業車

○消防団員数

	令和元年度	令和12年度
団員数	83人	85人



3-3-2 予防体制の推進

現状と課題

本町の火災発生件数は毎年数件発生しており、依然として火災がなくなることはなく「火災ゼロ」さらには「焼死者ゼロ」に向けた取組を継続的に推進する必要があります。

全国的にみても特に住宅火災による焼死者が多いことから、平成23年に住宅用火災警報器の 設置が義務化されたことに伴い、全世帯の設置に向け指導してきましたが、未だ約2割の世帯が 未設置となっています。

また、不特定多数の人が出入りする防火対象物や危険物施設等の消防用設備について適切な維持・管理を法令に基づき指導していますが、不備を指摘される防火対象物等がなくならない状況 にあります。

今後の社会情勢に鑑み、加速する高齢化社会が予想されることから増加する災害弱者を災害から守る体制を強化する一方で、幼少児に対し早期から火災予防に関心を持たせ、防災教育の充実 を図ると同時に町民一人ひとりが防災意識を高める必要があります。

めざす姿

- 〇火災発生ゼロのまちをめざし、すでに設置が義務化されている住宅用火災警報器の維持管理 について注意喚起を行うとともに、さらなる設置及び経年による交換を推進します。
- ○幼年消防クラブを通じて防火啓発パレードや防火アトラクション等を実施することにより、 幼少時より楽しみながら防火・消防に関心が持てるよう推進します。
- ○独居高齢者宅の防火査察を女性消防団員とともに実施することで、独居高齢者の不安解消に 努め、採暖期の暖房器具等の取り扱いに十分注意するよう啓発します。
- 〇消防用設備等の不備を指導されている防火対象物や危険物施設等においては、根気強く改善 指導し、重大違反対象物については公表制度を活用し町ホームページに掲載して是正を図り、 町民が安心して利用できる施設となるよう努めます。

第9次総合計画終了時までの目標

〇住宅用火災警報器の設置率

	令和 元年度	令和12年度
設置率	82%	8 7 %

〇違反防火対象物数

	令和 元年度	令和12年度
違反件数	4 4 件	2 5 件

関連するSDGsの目標



火災の発生件数と損害額(過去5年分)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
火災件数	1	1	1	4	1
損害額	384	1, 583	179	10, 121	2, 823

損害額単位:千円



消防訓練大会



避難訓練

3-3-3 救急体制の推進

現状と課題

本町では高規格救急車 ※ 2台(平成24年製、平成14年製予備救急車)を配備し、救急要請に対し近隣の医療機関へ搬送していますが、重篤な脳疾患や心疾患、交通事故等による重症患者は管内の医療機関では対応できないため、道央圏の高度な治療が可能である医療機関への搬送を必要とすることから、ドクターヘリ ※ 等の出動を要請しています。そのため、救急隊員においては現場での的確な対応が求められ、今後も各種講習会や事例検討会に参加し幅広い知識や技術を習得する必要があります。

町民への応急手当の普及を図ることを目的として、普通救命講習会(3時間)を開催していますが、長時間での講習でもあり受講者が少ない現状にあります。

めざす姿

- 〇老朽化した高規格救急車と資器材の更新を図り、現在の高規格救急車を予備救急車に配置転換し、多様化する救急要請に対応できるようにします。
- ○重篤な患者をドクターへリ等で搬送することにより、高度で専門的な治療が早期に開始可能 となるため、救急隊員を各種講習会、事例検討会等に参加させることにより専門的な知識の 習得を図り、現場での的確な対応に生かせるようにします。
- 〇自治会や各事業所に1時間程度の救急講習の受講を呼びかけ、応急手当に対する理解の向上 を図り段階的に住民が自信をもって応急手当ができるようになる普通救命講習会(3時間) を開催します。

第9次総合計画終了時までの目標

○高規格救急車の更新

年 度	車 両 名
令和 4 年度	高規格救急車

〇普通救命講習受講者数

	令和 元年度	令和12年度
受講者数	39人	5 0人



- ※高規格救急車 救急救命士が同乗し、高度な救急救命措置ができるよう高度救命機材を設備した救急自動車のこと。
- ※ドクターヘリ 救急専用の医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した専門ヘリコプターのこと。

4. 国土保全対策の推進

3-4-1 河川・海岸保全対策の推進

現状と課題

本町にある河川については未改修となっているものも多く、集中豪雨や台風などの際には急激な増水に伴う土砂の流出や河川の決壊が懸念されています。

また、海岸の大部分が潮位の変動などにより浸食傾向にあるとともに、護岸や消波ブロックなどの海岸保全施設も老朽化しているため、高波や高潮の際には越波被害の脅威にさらされています。

これらの状況から地域住民の生命と財産を守るため、河川や海岸保全施設を整備する必要があります。

めざす姿

- 〇自然災害から地域住民の生命と財産を守るため、関係機関に要望し河川や海岸の整備を促進 します。
- 〇災害に強く、安全な河川環境を構築するため、本町が管理する準用河川 ※ と普通河川 ※ の整備を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

○次のとおり関係機関とともに整備を進めます。

区分	年度	整備	内 容
		準用河川・普通河川改修事業(町管理)	護岸工整備9箇所
河川	令和 3~12	様似川環境整備事業(北海道管理)	河川浚渫 L=8,000m A=560,000 ㎡
/FJ / I	年度	海辺川護岸整備事業(北海道管理)	護岸工整備(両岸)L=210m
		幌満川堤防整備事業(北海道管理)	築堤整備 L=500m
		様似海岸鵜苫地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=180m
		様似海岸大通地区局部改良事業	消波工嵩上 L=990m
	令和	様似海岸平宇地区局部改良事業	護岸工嵩上L=350m、護岸工改修1箇所
海岸	3~12 年度	様似海岸冬島地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=135m
		樣似海岸幌満地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=400m 離岸堤 L=238m
		様似海岸旭地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=450m

※準用河川

町が管理する河川で、河川法の適用を受けることができる 河川。

※普通河川 町が管理し河川法が適用されない河川のうち、流域面積が 2km以上で、河川機能を保持させる必要がある河川。



3-4-2 地すべり・治山対策の推進

現状と課題

本町の地すべり防止区域は、本町地区(昭和39年建設省)、西平宇地区(昭和39年農林水産省)、平宇地区の一部(昭和63年建設省)が指定され地すべり防止施設の整備が行われてきましたが、施設の老朽化が進んでいることから、今後も地すべり状況を的確に監視する必要があります。

また、本町は森林面積が広く、地理的状況からも山地に起因する災害発生のおそれがあるため、町民の生命・財産を守り、安心・安全な暮らしを実現するうえで、治山事業は重要な役割を担っています。保安林を守り育てることによって、山地災害から町民を守り、森林が持つ水源かん養機能を高め、緑豊かな生活環境の保全・形成等をすることが求められています。

事業実施にあたっては、多額の費用と時間を要することや費用対効果の評価によっては、事業 を実施できない場合や実施が遅くなる場合もありますが、本町における危険地区解消のため、森 林の持つ多面的な機能に応じた治山事業を実施する必要があります。

めざす姿

- 〇地すべりについては、調査の実施と地すべり防止施設の整備について関係機関に要望し、災害の未然防止を図ります。
- 〇崩壊(荒廃)危険地域の監視と災害の未然防止を図ります。
- 〇災害が発生した場合は、関係機関と連携し、安全対策等を迅速に対応します。
- 〇地域住民、自治会からの治山事業要望には、保安林指定による早期実施を図ります。
- 〇森林の持つ多面的機能の高度発揮のための治山事業の実施を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

〇本町における危険地域の把握と日頃の安全管理に留意し、危険地域の解消、また、森林の持つ 多面的機能の高度発揮のため、早期の事業実施に向け、関係機関と調整・要望し、整備を促進 します。

年度	整備	内 容
Δŧn	地すべり防止施設整備事業	地すべり調査 (本町地区) 排水工、抑止工、擁壁工等地すべり防止施設整備
令和 3~12 年度	東冬島地区緊急治山事業(北海道) ほか6件	山腹工、伏工、渓間工、植栽工整備
平 及	冬島地区小規模治山事業 ほか10件	山腹工、伏工、渓間工、植栽工整備













第3部

基本計画

健康で幸せな 生活をおくる ために

1.	健康づくりの推進 ·····P. 51
2.	地域医療体制の維持P. 56
3.	地域福祉の推進 ·····P. 58
4.	子育て支援の推進 ······P. 64



1. 健康づくりの推進

4-1-1 感染症対策の推進

現状と課題

定期の予防接種については、感染症のまん延防止のため、予防接種の励行に努めることが必要です。また、今後も定期の予防接種として追加が予定されている予防接種もあるため、適切に接種の実施が開始できるよう整備が必要です。

インフルエンザ予防接種の接種費用は、18歳未満には全額助成、65歳以上には一部助成し、 高齢者肺炎球菌の接種費用も一部助成しています。また、年齢に関係なく低所得者に対しては全 額助成を実施しています。

令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症が発生し、全世界で感染が拡大しています。 未だに原因は不明で、特別な治療薬もなく、感染拡大を予防するため「新しい生活スタイル ※」 による、行動変容が求められています。感染症にはさまざまな種類があり、多くは予防接種を受けたり、日常の予防方法を意識することによって感染を防ぐことができますが、今後、新たな感染症発生時には、国や北海道と連携し危機管理体制の構築を速やかに図る必要があります。

めざす姿

- 〇予防接種に関する正しい知識の普及・啓発及び対象者が予防接種を受けられる機会を最大限確保するよう努め、疾病への感染予防を図ります。
- 〇エキノコックス症 ※ や結核検診に関する正しい知識や検診の重要性についての普及・啓発及 び検診を実施し、疾病への感染予防を図ります。
- 〇新型コロナウイルス感染拡大予防のため行動変容を促します。
- ○新たな感染症発生に備え、感染予防のための備蓄品を確保します。

第9次総合計画終了時までの目標

○各種予防接種・接種率の目標値

種別	四種混合	麻しん風しん	BCG	インフル	レエンザ	高齢者
年度	四性ルロ	(MR)	БСС	18 歳以下	65 歳以上	肺炎球菌
令和元年度	100%	93. 7%	100%	55. 5%	48.8%	33. 7%
令和12年度	96%	100%	100%	60.0%	50.0%	50.0%

※新しい生活スタイル 新型コロナウイルスを想定した、一人ひとりの基本的感染症対策をはじめとした、今後の生活様式のこと。

※エキノコックス症 寄生虫により引き起こされる病気の一種で、卵が何らかの機会で人の体内に入ると、腸で幼虫となり主に肝臓に寄生し病気を引き起こす。



4-1-2 母子保健の推進

現状と課題

安心安全な出産やすべての子どもが健やかに育つことをめざして各種母子保健事業を実施しています。マタニティ・サークル ※ や離乳食講習会などの健康教育のほか、健康診査として妊産婦健康診査の助成や乳幼児健康診査、新生児聴覚検査の助成、健康相談として母子健康手帳の交付時の個別相談や発達相談、来所・電話相談、家庭訪問として新生児訪問を乳児家庭全戸訪問事業として実施しています。

妊娠・出産を希望する夫婦の経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図ることを目的として不 妊治療費助成事業や出産可能な医療機関が町内になく、安心安全な出産のために消防機関におけ る妊婦情報登録事業や周産期医療通院費補助事業 ※ を実施しています。

また、全国的に子育ての孤立感や負担感が高まり、児童虐待ケースが増えている状況もあり、 本町も様似町要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待を早期発見する見守りや虐待を予防 する支援を関係機関等とチームで取り組んでいます。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を展開することが重要であり、子育てをする家 庭と「顔の見える」関係を築いてきめ細かな相談支援を実施していく必要があります。

子どもが健やかに育つためには健康の保持増進の視点だけでなく、環境、養育する親支援も含めた「子ども家庭支援」の体制を整備していくことが今後の課題となります。

めざす姿

- 〇安心安全な出産を迎えることができるように母子健康手帳交付時等、妊娠期から気軽に相談ができるよう「顔の見える」関係を築いていくことをめざします。
- 〇新生児訪問・乳児全戸訪問事業や乳幼児健康診査を通じて子どもが健やかに育つことや発達 が気になるお子さんへの対応だけではなく、育児不安の軽減も図れるよう支援していきます。
- 〇児童虐待を予防するために関係機関等と連携を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○母子健康手帳交付時の個別相談受相率 100%
- ○新生児訪問率 平成元年度 100%⇒令和 12 年度 100%
- ○乳児健康診査受診率 平成元年度 98.3%⇒令和12年度 100%
- ○幼児健康診査受診率 平成元年度 97.6%⇒令和12年度 100%



- ※マタニティサークル 妊婦を対象とし、育児や出産の知識、栄養などについて学ぶ事業。
- ※周産期医療通院費等補助事業 日高管内には地域周産期医療センターが整備されているものの、機能がじゅうぶんでは ないため、産婦人科医の判断により日高管外の周産期母子医療センターで出産する様似 町に住民登録を有し、かつ実際に居住している妊産婦に対し、交通費及び宿泊費の補助 する事業。

4-1-3 成人・高齢者保健の推進

現状と課題

基本計画

本町の死亡原因の第1位は悪性新生物(がん)であり、特に胃がん、肺がんによる死亡が多く なっています。また、がん以外の生活習慣病 ※ では、高血圧、脂質異常、糖代謝異常が上位を占 めています。

成人保健では、各種健診や、各種がん検診を実施していますが、受診率が国の目標と比較して 低い傾向にあり、特に働き盛りの世代において受診率は低い状況です。そのため、若い世代から の健康意識の向上を図り、健診(検診)を受けやすい体制を整備することで早期発見・早期治療 に努める必要があります。

高齢者保健では、高齢化が進むなか、自立した生活ができるように後期高齢者健診や健康教室、 健康相談、介護予防教室を実施し、健康寿命の延伸とフレイル ※ 予防に努めます。

めざす姿

- 〇生活習慣病、がん予防のため成人活動の充実や正しい知識の普及に努め、健康診査やがん検診 の受診率向上、病気の早期発見と早期治療を促します。また、特定健診※の未受診者対策とし て、定期通院者に対する検査データの提供及び国保連合会との共同事業である受診勧奨※事業 を実施していきます。
- 〇若い世代の健康意識の向上と各種健(検)診の受診率向上を図ります。
- 〇健康寿命の延伸とフレイル予防のため、老人クラブや自治会等の健康教室や健康相談、介護予 防教室の充実に努めます。
- ○後期高齢者健診の受診率向上を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

〇各種健(検)診受診率の目標値

種別	特定健診	後期高齢者	各種がん
年度	受診率	健診受診率	検診受診率
令和元年度	19.3%	2%	※詳細は右記のとおり
令和 12 年度	60%以上	15%以上	50%以上

※各種がん健診受診率(令和元年度)

胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
10.1%	11.3%	12.1%	10.5%	16. 2%

※生活習慣病 以前は「成人病」という名称であったが、生活習慣の改善により 発症や進行を抑制できるため、各人が病気予防に主体的に取り組 むという認識の醸成をめざして「生活習慣病」という名称に変更 された。

※フレイル 要介護状態に至る前段階。

※特定健診 メタボリックシンドロームの該当者・予備軍を早期に発見し、生活

習慣の改善を図ることで生活習慣病の予防・重症化を防ぐための健

診のこと。(対象・・40歳~74歳の国民健康保険加入者)

※受診勧奨 健診受診を促すこと。



4-1-4 食育と栄養改善の推進

現状と課題

食育及び栄養改善事業は、主として母子保健や成人・高齢者保健活動のなかに位置づけ、栄養 相談、健康教室及び訪問相談などを実施しています。

現在、食を取り巻く社会環境が大きく変化するなかで、朝食欠食、こ(孤・個)食 ※ 、栄養の偏り、生活習慣病の増加、若い女性のやせ、高齢者の低栄養傾向、食品ロス ※ の問題等、食が大きく関係する問題が社会問題となっています。

本町の現状も同様の傾向にあり、特に平成29年に実施した「様似町小中学生・保護者食生活 アンケート」では、小中学生ともに肥満傾向や孤食の増加、若い世代の朝食欠食率が全国に比べ 低いことが分かりました。

子どものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健康で豊かな人間性を育む基礎 であり、子どもや若い世代へ食育の推進が必要です。

また、本町は「食」に直結する水産業や農業が基幹産業となっているまちであり、地域性を活かした食育推進が必要であり、食育協議会をはじめ、漁業協同組合や生産者団体等、食に関与する団体との連携・協力を図ることが重要です。

めざす姿

- 〇町民が各ライフステージ ※ に沿った望ましい食生活を送れるように支援します。
- ○食育推進事業を充実させ、町民の食に関する正しい知識・技術の向上に努めます。
- 〇子どもや若い世代への朝食の大切さや正しい食習慣の普及啓発に努めます。
- 〇食育協議会をはじめとした各関係機関の連携・協働を図りつつ、「食育」の普及啓発活動を推 進します。

第9次総合計画終了時までの目標

〇「食」に関する実態調査を行い、結果による課題から食育及び栄養改善に対する普及活動を推 進します。

[※]孤食 家族が違う時間に一人ひとりで食事をとること。

[※]個食 家族が一緒の食卓で別々の料理を食べること。

[※]食品ロス 本来食べられるのに捨ててしまうこと。

[※]ライフステージ 人の一生を幼児期・児童期・青年期・中年期・高年期に分けたそれぞれの段階のこと。

○児童・生徒の目標値

	平成 29 年度	令和 12 年度
肥満児の割合	小学生:16.5%	ともに
	中学生:12.1%	10%以下
朝食を毎日食べる人の割合	小学生:91.5%	ともに
	中学生:92.2%	95%
食事を一人で食べる人の割合	(朝食)	ともに
	小学生:50.0%	朝食 40%以下
	中学生:48.4%	夕食 0%
	(夕食)	
	小学生:1.6%	
	中学生: 3.1%	

○成人の目標値

	平成 29 年度	令和 12 年度
朝食を毎日食べる人の割合	66. 7%	75%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせ		
た食事を1日2回以上ほぼ毎日	32.6%	40%以上
食べている人の割合		
ゆっくりよく噛んで	40. 3%	50%以上
食べている人の割合	40. 3%	50%以上

※児童・生徒及び保護者の値は、「平成29年度様似町小中学生・保護者食生活アンケート」の結果より

	令和元年度	令和 12 年度
メタボ予備軍・該当者	35. 7%	30%以下

※成人健診より



2. 地域医療体制の維持

4-2-1 地域医療体制の維持

現状と課題

本町の医療機関は、1一般診療所(医師 1 名)、2歯科診療所(歯科医師 2 名)の医療体制です。

1次医療圏 ※ (様似町内)に関わる診療であっても、2次医療圏 ※ (日高管内)へ、2次医療圏に関わる診療であっても3次医療圏 ※ (道央圏)への依存度が高くなっていますが、高齢化社会のなか、できるだけ町内や日高管内で受診できる体制や在宅医療の充実が必要です。

休日・夜間の救急医療体制を確保するための、町内医療機関及び地域センター病院への支援をはじめ、特に地域センター病院 ※ へは、産婦人科医師派遣や浦河赤十字看護専門学校運営への支援などを行っておりますが、経営上の課題もあり、地域医療水準の維持も含め、総合的な支援が求められています。

地域の過疎化・少子高齢化が進行するなか、安心して医療が受けられる環境、医療従事者の確保など、地域医療体制の充実が求められています。

めざす姿

- 〇安心して医療を受けることができるよう、医療体制の維持に努めます。
- 〇医療従事者の確保に努めます。
- 〇地域センター病院や町内医療機関と連携を図り、休日・夜間など24時間救急医療体制の 維持に努めます。

第9次総合計画終了時までの目標

〇1次医療圏

年度 種類等	令和元年度	令和12年度
一般診療所	1 箇所	1 箇所
歯科診療所	2箇所	2箇所

- ※1次医療 地域に密着した身近で頻度の高い医療サービスのこと。
- ※2次医療 広域的かつ比較的専門性の高い医療サービスのこと。
- ※3次医療 高度で専門的な医療サービスのこと。
- ※地域センター病院 2次医療圏において、地域の医療需要に対応できる診療機能を備えた地域の中核医療機関のこと。

基本計

画

基本計画

医療機関への補助

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 次层底网	休日等救急医療補助金	13, 942	14, 215	14, 626	14, 543
1 次医療圏 休日及び夜間看護師休日夜間勤務		4, 066	4, 066	4, 080	4, 101
2次医療圏	広域救急医療対策事業負担金	3, 924	3, 837	3, 851	3, 961
	産婦人科医師派遣事業負担金	1, 000	1, 200	1, 300	1, 200
	看護専門学校運営費補助	1, 529	1, 537	1, 450	1, 457

単位:千円



三和医院

3. 地域福祉の推進

4-3-1 地域福祉体制の維持

現状と課題

地域住民の生活課題の複雑化・多様化が進んでおり、行政と社会福祉協議会・福祉会等の福祉 関係機関が連携を図り、福祉サービスを提供する側の視点ではなく、サービスを必要としている 人の視点に立ったサービスの提供体制や、支援の必要なかたに対する福祉サービスを総合的に調 整し提供するケアマネジメント ※ 体制を整備し、充実させる必要があります。

また、地域住民同士の支え合いや見守り、助け合いを基本に、地域の福祉課題を解決する力を高めるとともに、利用者に対して自分に合ったサービスを主体的に選択するための適切な情報を最適な手段で提供することが必要です。

めざす姿

- 〇高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要するかたの状況やニーズを把握するため の実態調査を行い、個々に合った福祉サービスの提供、支援をしていきます。
- ○支援の必要な人の状況やニーズに応じた福祉サービスが適切に提供できるよう行政、福祉関係機関が連携を強化し、必要なサービスが一体的に提供できる体制づくりを推進します。
- ○「誰もが住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けるまちづくり」をめざす地域福祉活動を 推進する社会福祉協議会の支援を図るとともに、社会福祉協議会・自治会と連携しながら、 緊急時や各種災害時における避難等の際に配慮を要するかたの支援体制の整備を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

〇第3期様似町地域福祉計画・第6期様似町地域福祉実践計画を策定します。

関連するSDGsの目標





※ケアマネジメント 介護を必要とするかたに対して、その状態を的確に把握し、必要とする介護サービス計画を作成するとともに、利用者とサービスを提供する事業者との仲立ちをすることで、その人の日常生活を経過的に支援していくこと。

基

本計

画

基本計画

4-3-2 高齢者福祉の推進

現状と課題

高齢化率が年々上昇する一方で、介護職場では、介護職員の確保が難しくなってきています。 高齢者が住みなれた地域社会において生きがいをもって自分らしく暮らし続けることができる よう、要介護状態になることを防止する介護予防の取組を支援するとともに、介護が必要になっ た場合でも、住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、多様なサービスを提 供するための生きがい事業等、包括的にサポートする必要があります。

めざす姿

- ○高齢者が、元気なうちから、社会と繋がり生きがいを感じながら暮らすことができるとともに、介護や日常生活の支援が必要となった場合でも、住みなれた環境のなかで生活を続けられるよう、地域全体で支える仕組みを確立することで、理想とする地域福祉社会の実現をめざします。
- 〇老人クラブの活動を通して、生きがいづくりを実践するための学習、スポーツ、地域活動等、 社会参加への機会の確保を図ります。
- 〇高齢者が培った技能・経験・知識を生かせるよう、地域社会のニーズに対応して地域社会へ 貢献する、高齢者事業団の活動を支援します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇老人福祉バスの運行含め、様似町老人クラブ連合会活動の維持に努めます。
- 〇老人福祉寮運営を推進します。
- ○修学就業資金貸付制度など各種制度を活用し、人材確保に努めます。
- ○緊急通報体制を維持します。





4-3-3 障がい者福祉の推進

現状と課題

本町では、障害者総合支援法(旧:障害者自立支援法)の施行により、地域社会での自立に必要な事業として国が求める必須事業と、町の裁量により実施できる事業を併せて、地域生活支援 事業として実施しています。

しかし、障がい者が地域で自立した生活を進めていくためには、それぞれの意欲や能力及び適 正に応じて働くことができるよう、就労支援の強化が必要です。それを行ううえで必要な環境が 今の様似町内にはないため、住宅整備をはじめとする地域福祉環境の整備を図る必要があります。

めざす姿

- 〇自らの意思に基づき地域生活を送るため、地域の特性に応じた障がい者向けのサービスを提供できるようサービス事業者等と連携し、各種福祉施設の整備検討や居宅介護サービス ※ の 充実をめざします。
- 〇相談支援体制の充実とノーマライゼーション ※ 理念の普及啓発を図りながら、障がい者の自立を支援するための福祉サービスを充実させるとともに、地域の実情に応じた、誰もが障がい者を支援できる地域福祉体制を確立します。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○第6~8期の障がい福祉計画を策定します。
- ○関係機関と連携し、就労支援体制の拡充に努めます。
- ○地域生活支援事業をはじめとする各福祉サービスを推進します。







- ※居宅介護サービス 障がい者の方が自宅で入浴や排せつ、食事の介助などの身体介護や家事の援助を受けるサービス。
- ※ノーマライゼーション 障がい者など社会にハンディキャップのある人が、あるがままの姿で他の人々と同じように生活し、活動することができる社会をめざすこと。

基

4-3-4 アイヌの人たちの福祉の推進

現状と課題

基本計画

本町におけるアイヌの人たちは、平成29年度の「北海道アイヌ実態調査」によると、138世帯・321人となっており、平成25年度の数値と比較すると、世帯において9世帯6%の減、人口においては44人12%の減となっています。

これまで国・北海道のアイヌ福祉対策により、アイヌの人々の生活の向上が図られており、また、平成31年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 ※」が施行され、アイヌの人たちが誇りを持って生活することができ、すべての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて推進していくこととなりました。

今後も北海道が策定する「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策 ※ (令和3年度予定)」に基づき、生活の安定と生活環境の充実を図っていく必要があります。

また、アイヌ民族独自の文化の伝承をするうえで核となるアイヌ協会は、会員数の減少と高齢 化に伴い、アイヌ協会の存続と文化伝承活動に困難をきたしています。

めざす姿

- 〇生活向上と職業安定を図るため、アイヌ生活指導員及びアイヌ生活相談員による生活相談の 充実や技術習得機会の拡充に努めるとともに、農林漁家経営を改善・向上していくため、基 盤整備及び近代化施設整備事業などを促進します。
- 〇住宅の確保と改善のための貸付制度などを活用した住みよい生活環境の維持・整備とともに、 老朽化が著しい生活館の改修整備を図ります。
- 〇アイヌの子どもの教育や就学のため、進学奨励事業の利用促進を図ります。
- ○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律に基づくア イヌ施策推進地域計画が令和2年度に策定されましたので、これに基づく交付金を活用して アイヌ協会の活動を支援し、アイヌ民族の文化や伝統の保存・継承及び理解の促進を図りま す。また、アイヌ文化の担い手となる人材を育成するため、交付金を活用し国外の先住民と の交流活動を行います。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○アイヌの人たちの生活水準の向上のため、 国・北海道の施策を推進し、生活基盤の 整備、拡充を図ります。
- ○アイヌ文化を普及啓発するための交流の 場を設定します。

関連するSDGsの目標









※アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 アイヌの人々を先住民族として認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、誇りが尊重される社会の実現を目指すための法律。 ※アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策 アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るため 4 次にわたり推進してきた「北海道ウタリ福祉対策」に引き続き、推進されている総合的施策。

4-3-5 低所得者福祉の推進

現状と課題

本町の生活保護の受給状況は、被保護世帯、人員及び保護率ともに平成28年度以降からは減 少傾向となっています。

生活保護受給者は、世帯類型でみると、高齢者世帯、傷病者及び障がい者世帯が多く、生活基盤の弱い世帯が大部分を占めています。

また、生活保護に準ずる低所得者においては、生活基盤が弱く、社会的に孤立し、社会的なつながりの弱さからその生活不安を自助努力で解決することに困難を抱えています。

生活の安定と自立を図るため、民生委員・児童委員や関係機関との連携により相談・支援体制 を充実・強化するなかで、経済的自立と生活意欲を向上させるため、柔軟に寄り添える支援が必 要です。

めざす姿

- 〇民生委員・児童委員や関係機関との連携を緊密にし、生活保護世帯の生活指導や相談の充実 に努め、自立意欲の高揚を図ります。
- 〇生活保護世帯の実態をより的確に把握し、公的扶助の適正化を図ります。
- 〇低所得者世帯の経済的自立と就労意欲を促すため、民生委員・児童委員との連携を緊密にし、 生活困窮者自立支援制度の活用や社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業の活用 など、適切な生活支援を行います。

第9次総合計画終了時までの目標

○支援が届いていない低所得者を把握し、きめ細かな生活相談・支援体制の充実を図ります。









4-3-6 児童福祉の推進

現状と課題

本格的な人口減少時代を迎え、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少は、地域経済に大きな影響を及ぼしています。本町においてもその傾向は強く、少子化について、年間出生数は平成29年度から20人に満たず、10人台となっている年度もある状況が続き、将来のまちづくりを考えた時、この少子化がもたらす影響が懸念されます。

子どもの人数の減少傾向、また、核家族化、地域での人とのつながりの希薄化、就業形態の変化などさまざまな要因により、育児の孤立化や悩みを持つ家庭も増えており、安心して子どもを出産し、子育てができる支援対策が求められるなか、平成28年度の児童福祉法等の一部改正により、市町村では、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター ※の設置や、児童等に対する支援を行うための子ども家庭総合支援拠点 ※ の整備に努めることとされました。

全国的に子育ての孤立感や負担感が高まり、児童虐待ケースが増えている状況もあり、本町においても、未然に防止するため子育て支援策を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会での対応協議と児童相談所や関係機関等との連携を密にし、早期発見・早期解決に向けた相談・支援体制を強化することが必要となっています。

子どもに係る医療費については、北海道医療給付事業補助を受けるなかで、乳幼児等医療費助成事業として所得制限を設け助成を行ってきましたが、平成23年8月からは、町単独での拡大助成として、対象を中学生まで広げたうえで、所得制限を設けずに保険適用医療費の自己負担が無料となるよう助成措置を実施し、平成30年8月からはその対象を高校生に相当する年齢までさらに拡大して実施しています。

めざす姿

- ○児童虐待を予防し、適切に対応できる体制を整備します。
- 〇子どもが心身ともに健やかに成長や発達ができるように、子育て相談・支援体制の充実を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。
- 〇子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備をめざします。
- 〇子どもに係る医療費を助成することにより、子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図り、安 心して子育てできる環境をつくります。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○児童虐待を予防するために関係機関等と連携を図ります。
- ○子育てに不安や問題を抱える家庭の早期対応に努めます。
- 〇医療費助成措置対象者数 296人
- (対象者人口カバ一率 100%)

4. 子育て支援の推進

4-4-1 子育て支援の推進

現状と課題

本町では、令和2年度に「様似町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子育て支援を推進していますが、子どもの人数は減少傾向であり、また、少子化や核家族化、地域での人とのつながりの希薄化、就業形態の変化などさまざまな要因により、育児の孤立化や悩みを持つ家庭も増えており、安心して子どもを出産し、子育てができる支援対策が求められています。平成28年度の児童福祉法等の一部改正により、市町村では、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター ※ の設置や、児童等に対する支援を行うための子ども家庭総合支援拠点 ※ の整備に努めることとされました。

子育てサロン ※ は、幼児センター内の一室で常設し、対象年齢を分けずに実施しており、幅広い子どもの年代で利用してもらうことにより、保護者の交流の場を広く提供していますが、開設回数を増やしてほしいとの要望も出ています。

出産や育児に不安を抱える子育て世帯に対して、乳幼児健診や新生児訪問の際に保健師に同行し、子育て支援センター案内や「子育てガイド」を配付し、子育てが孤立しないよう、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう情報提供を行い、状況に応じた助言をしています。

また、ハッピー☆バースデー1♡2♡3事業として、1~3歳までの子供の誕生月に合わせた町 特産品等のプレゼントを贈呈することで郷土愛を育む取組や、町広報誌や町のホームページに毎 月掲載する子育て支援だよりを通じて、子育て支援事業の情報を発信しています。

学童保育の取組として、保護者の就労による小学校3年生以下の児童を対象とした「放課後児童クラブ」と、保護者就労に関係なく利用できる小学校4年生以上を対象とした「放課後子ども教室」を併設して、放課後児童施設「ひまわり」で開設しています。

近年、保護者の共働き家庭やひとり親家庭の増加もあって、年々利用児童数も増えており、利用人数に見合った指導員体制の確保が町内の働き手の不足により難しい状況になってきています。

※子育で世代包括支援センター 母子保健法で規定されている母子健康包括支援センターのことで、主として妊産婦及び 乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育で期にわたり、母子保健施策と子

乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う。

※子ども家庭総合支援拠点 児童福祉法により整備に努めなければならないと規定されており、町内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るもの。

※子育でサロン 親子で遊んだり、子育てを通しての情報交換・お友達づくりの場として、幼児センターに常設している。

基

基本計画

めざす姿

- 〇子育てサロンは、利用する親子の要望を考慮し、内容の充実を図り親子で楽しんで参加して もらえるような交流の場となるように努めます。
- 〇子育てに不安や問題を抱える家庭には、関係機関と連携して相談・支援の充実を図ります。
- 〇子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備をめざします。
- 〇放課後児童施設「ひまわり」については、引き続き児童が安心して利用できるよう指導員体制を確保しながら運営に努めます。また、関係機関と連携し「ひまわり」内の行事について検討し、利用児童が楽しんで過ごせるよう計画します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇関連機関等と協力し、合同で新たな行事を行うことなどにより、子育てサロンや放課後児童施 設「ひまわり」の内容充実を図ります。
- 〇子育てに不安や問題を抱える家庭の早期対応に努めます。
- 〇放課後児童施設「ひまわり」の指導員体制については、開設に支障が出ないように必要な人員 の確保に努めます。















子育てサロン

第3部

基本計画

心豊かな人間性を 養うために

1.	幼児教育・保育(の推進 ·····P. 66
2.	義務教育の推進	P. 68
3.	社会教育の推進	P. 71
4.	文化活動の推進	P. 74
5.	スポーツの推進	P. 77

1. 幼児教育・保育の推進

5-1-1 幼児教育・保育の推進

現状と課題

幼児期は、基本的生活習慣をはじめ、他者を思いやる心、生涯にわたる人間形成におけるそれ ぞれの基礎を培う重要な時期であり、変化の激しいこれからの社会において、未来を担う子ども たちが自ら学び、課題を見つけ、問題を解決していくための「生きる力」の育成が求められてい ます。

そのようななかで、保護者は家庭での役割を担っていますが、家庭での教育力の低下も指摘されているとともに、核家族化の進行、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、O歳児から幼児センターに入園する子どもが増加の傾向にあります。

幼児センターでは、ICT(情報通信技術)環境が日常生活のなかでも目まぐるしく進展する社会のなかで、子どもたちが豊かに育つための生活や学びの環境づくりに努めていますが、さらなる本町の子どもの豊かな人間性を育成するためには、家庭や地域、関係機関と連携して、子育てを推進していくことが重要であるととらえています。また、一方、職員の資質向上や乳幼児期の教育の特性を踏まえた教育・保育内容とさらなる資質・能力の3本柱(知識・技能の基礎、思考力・判断力・表現力の基礎、学びに向かう力・人間性等)の充実に努めていく必要があり、小学校教育へのスムーズな接続を意識した取組も重要なポイントと押さえています。

施設運営においては、町内の働き手の不足により、保育士及び幼稚園教諭の確保が年々難しくなってきています。

めざす姿

- 〇子どもの発達過程を踏まえるとともに、関係機関との連携を図り、乳幼児期にふさわしい教育・保育を推進し、幼児教育の質の向上を図ります。
- 〇小学校の教育を意識した「知・徳・体」の具体的な取組を推進します。
- 〇本町の自然や産業に目を向け、愛郷心を育みます。
- 〇「子育ての喜び」などを保護者に伝えながら、家庭や地域と連携した幼児センターの運営をします。
- 〇待機児童をつくらないよう保育士や幼稚園教諭の確保に努めます。

第9次総合計画終了時までの目標

〇国際交流員を活用した英語に慣れ親しむ教育、リトミック ※ や「運動あそび」を通じて体幹を鍛える取組、「もじ・かず」への興味関心を持たせる取組などを通じて、「幼児期までに育ってほしい姿」につながる育成を図ります。

- 〇子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児教育の改善・充実を図るとともに、幼児センター と小学校との連携強化や交流機会を充実させ、小学校へのスムーズな移行に努めます。
- 〇日常の教育・保育のなかで様似町の自然を知るための学習の充実を図り、本町の自然の豊かさ を感じさせ愛郷心を育みます。
- 〇幼児センターと家庭、地域が相互に連携して、幼児教育・保育の資質向上を図ります。
- ○○~2歳児の入園や一時保育の希望にできるだけ対応できるよう人員確保に努めます。







2. 義務教育の推進

5-2-1 義務教育の推進

現状と課題

本町においては、急速な少子化が進んでおり、平成23年度からは、町内に小中学校が各1校ずつとなり、さらに平成29年度からは小中学校のすべての学年において1学級となるなど、児童生徒数の減少が続いている状況です。

そのようななかで、「様似の子どもをいかに育てるか」という視点で、小中一貫教育に取り組み、平成29年度からは施設分離型の小中一貫校として位置づけ、平成30年度からは小中学校で一つの学校運営協議会を組織し、学校・保護者・地域が一体となった学校運営を考えるコミュニティ・スクール ※ の取組をスタートさせています。

本町の児童生徒は、総じて明るく素直な子どもが多く、落ち着いていますが、基本的な生活習慣の定着が不十分な部分が見受けられるとともに、家庭学習の習慣が身についていないなどの課題も見られ、個人差が広がっている傾向にあります。

また、グローバル化の進展や人工知能(AI)の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化にも対応できるように、外国語教育の充実やICT(情報通信技術)教育環境の整備とその活用が求められているほか、知識の集積から課題の発見・解決に向けた「主体的・対話的で深い学び」につながる教育が求められています。

めざす姿

- 〇継続的に保護者と情報共有しながら生活習慣の定着を図ります。
- ○家庭学習の習慣を定着させ学力向上を図ります。
- 〇心身の健やかな成長を促す教育を推進します。
- 〇小中一貫教育を推進し、小中の教職員全員で児童生徒を育む視点で取り組み、9年間で「コ ミュニケーション能力」と「プレゼンテーション能力」を育成します。
- OGIGAスクール構想 ※ をはじめ、これからのICTの進展による急速な社会の変化にも対応できる力を育む教育を推進します。
- ○様似の自然や歴史、文化に目を向け、愛郷心を育みます。
- 〇グローバル化に対応し、ALT ※ を活用した英語力を高める教育を推進します。
- 〇コミュニティ・スクールを活用して児童生徒の豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化 にもつながるよう取組を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○基本的な生活習慣の定着を図るとともに、家庭学習習慣が身に付くよう取り組みます。
- ○道徳教育の充実や体験活動を重視し、豊かな心を育成します。
- ○体育・健康に関する指導の充実により、健やかな体を育成します。
- 〇小中一貫教育を通じて、小・中学校の教職員が児童生徒の9年間での「コミュニケーション能力」と「プレゼンテーション能力」の成長を実感できるよう取組を進めます。
- ○ⅠCTの進展に伴う情報活用能力の育成を図ります。
- 〇様似を学ぶ「ふるさとアポイ学」の取組などを通じて、郷土への愛着や誇りを育みます。
- 〇ALTや中学校の英語教諭を活用した小学校の外国語学習の充実を図るとともに、中学校卒業時までに英語でのコミュニケーション能力を高めます。
- 〇コミュニティ・スクールを通じて多くの町民に児童生徒の育成に関わってもらい、そのなかで 子どもたちの元気を地域に還元できるよう取組を進めます。

関連するSDGsの目標





※GIGAスクール構想 これからの時代を生きる子どもたちにとって、ICTを基盤とした先端技術等の活用が求められることから、義務教育を受ける児童生徒のために1人1台の学習用PCや高速ネットワーク環境を整備すること。

※ALT Assistant Language Teacher (外国語指導助手)の略で外国語授業を補助する助手。

5-2-2 教育施設の整備

現状と課題

基本計画

校舎については、様似小学校の改築や様似中学校の移転改修が完了してから6年余りが経過し、 不具合が生じた場合にはできるだけ迅速に対応し、快適な学習環境の維持に努めています。

また、「学校給食施設」については、これまでも長年にわたって保護者から要望が出ていますが、 本町単独での整備は課題も多く、懸案事項の一つになっています。

教職員住宅については、昭和40年代半ばに建設された栄町の教員住宅をはじめ、昭和50年 代前半に建設された緑町の教員住宅が老朽化により入居困難な住宅も生じています。特に近年は 隣町から通勤する教職員も増えるなど、必要戸数も変動している状況にあって、既存住宅の維持 補修経費も多額になっていることから、教職員住宅を新たに建設する方法以外の手法も含め検討 する必要があります。

めざす姿

より質の高い教育環境を整備するため、次の環境を整備します。

- 〇確かな学力の確立に向けた学習環境を整備します。
- 〇GIGAスクール構想に対応したICT環境の効率的な整備・充実を図ります。
- 〇「学校給食施設」は、広域的な視点に立った検討も十分に行い、整備をめざします。
- ○教職員住宅は、できるだけ将来的に財政負担が大きくならない方法での充実を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○学校施設については、計画的な修繕を行うことで必要な機能を維持しながら、安全に安心して 利用できるように進めます。
- 〇より質の高い教育を実現するための学習環境のほか、GIGAスクール構想に対応したICT 環境の整備・充実を進めます。
- ○「学校給食施設」は、実現に向けて広域的な視点での検討・協議を進めるとともに、その間に おいて違う視点での方策についても検討します。
- ○教職員住宅は、今後のあり方について検討します。



3. 社会教育の推進

5-3-1 社会教育の推進

現状と課題

町民が心豊かに、生きがいを持って暮らしていくため、地域における社会教育には、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されます。

本町においては、人口の減少や高齢化が進むなか、社会教育活動も減少傾向にあるものの、社会教育団体や文化団体など、住民による主体的・積極的な活動が継続されています。

また、地域全体で子どもの成長を支える「地域学校協働活動」は、コミュニティ・スクールの 取組と緊密に連携し、より多くの町民が関わる持続可能な仕組みづくりが求められています。

社会教育に公的資金を投入することは、町民の満足度を高め、結果的にさまざまな行政コストの低減につながる可能性があります。

めざす姿

- ○個人の知的欲求に応えられるよう、多くの町民が気軽に参加できる学びの機会を提供します。
- 〇町民相互の理解やつながりが強まることをめざし、社会教育団体をはじめとした町民の主体 的な学習活動支援を継続し、多様な町民が集まり学びあう機会を提供します。
- 〇地域への理解や愛着を深め、地域課題の解決につなげるため、本町の特色ある自然・歴史・ 文化といった地域の教育資源を活かした学習活動を推進します。
- 〇さまざまな学習活動の成果が、よりよい地域づくりにつながり、町民の暮らしがより豊かに なるよう、学びと活動の好循環が持続するような取組を広げます。
- 〇学校支援ボランティアや放課後子ども教室、地域の人材を生かした教育支援活動といった「地域学校協働活動」の取組を充実させ、学校を核とした地域づくりを推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

○社会教育・文化振興事業の参加率(年間延べ参加者数/人口)

0 1220 1711		
	令和 元年度	令和12年度
参加率	0.84 (3,546 人/4,207 人)	0. 84



5-3-2 社会教育施設の充実

現状と課題

公民館は、町民の生活に即した教育・文化に関する事業を行い、教養の向上、健康の増進など を図り、文化や福祉の振興に寄与することを目的とした施設です。

中央公民館は昭和51年に開館し、築45年が経過。団体活動(29団体)を中心に、講演会や文化事業など、年間約15,000人の利用があり、人と人との交流や、作品や資料の鑑賞等を通じ、人間の五感を使ってさまざまな体験ができる、学びや地域づくりの拠点として重要な存在です。

平成10年に大規模改修を行い、建物本体は耐震基準に適合していることもあり、現時点での利用に支障はきたしていませんが、各種設備は老朽化が著しく、施設の寿命を60年程度と想定した場合、それまで維持できないものと思われます。故障等の場合、公民館の全部または一部が長期間使用不能となり、災害時の避難場所としても使用不能となるリスクがあります。

めざす姿

- 〇幅広い町民が公民館を中心に活発な学習活動ができるよう利用相談や周知を行い、地域の幅広い情報の発信拠点となるよう取り組みます。
- 〇町民が快適に利用できるよう、利用調整や備品整備、施設修繕を行います。
- ○公民館のあり方について、利用者団体や審議会等に意見を求めます。

第9次総合計画終了時までの目標

〇公民館の延べ利用者数

令和元年度		令和12年度	
利用者数	14, 396 人	9, 500 人	

〇施設の寿命を60年程度と想定し、計画的な維持管理を推進します。

年度	更新内容		
	暖房用ボイラー		
	熱交換器・配管		
令和3年度	給排水設備・配管		
~	文化ホール吊り天井		
令和12年度	外壁塗装		
	文化ホール照明調光盤		
	非常用(消防用)発電機		



5-3-3 図書館事業の推進

現状と課題

地域の少子高齢化・人口減が進み、利用者の固定化や図書館の年間来館数・利用数においても減少が目立っており、潜在的な利用者への働きかけが図書館として求められています。

地域の「知の拠点」の役割として、地域住民が抱える課題を解決することを意識した選書や読書環境の充実に努めるほか、様似町の特色を色濃く紹介した資料を収集し提供することで、観光客へのアプローチや郷土への理解を深められるため、建物としての図書館にこだわらないサービスを模索していくことで乳幼児から高齢者・障がい者といった来館型サービスを受けづらい利用者へ寄り添ったサービスの充実・環境整備を図っていく必要があります。

めざす姿

- ○様似の特色ある資料(岩石・高山植物・ジオパーク・郷土関係)を国内外の資料を問わず収集・整備し、提供充実に努め、様似の良さを発信でき、郷土をより深く知ることができる環境や資料の整備、充実をめざします。
- 〇子どもの読書活動推進計画の第3期·第4期を策定し、時代に見合った事業を進めるなかで、 学校図書館連携として、資料の提供のほか図書館の資料を使った調べ学習のサポート体制を 確立します。
- ○新規利用者の開拓として、施設にこだわらないサービスの提供をめざします。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇町民一人あたりの平均貸出冊数について、4.0冊代をキープします。
- 〇9万冊を超える蔵書を有していますが、施設として適正な蔵書収容冊数 8万冊(一般閲覧室 3万8千冊、児童閲覧室 1万2千冊、書庫3万冊)であることから、適正な冊数まで整理を進めます。



4. 文化活動の推進

5-4-1 芸術文化の振興

現状と課題

本町における文化活動は、文化協会や各種サークルなど、町民の自主的な活動が盛んなことが 伝統です。近年は、参加者の減少や高齢化が進む一方、新たな団体の立ち上げや子どもを巻き込 んだ積極的な活動も見られます。

また、本町の特色ある取組であるさまざまな美術展をはじめ、幼児や児童生徒、一般を対象とした、生の芸術にふれる芸術文化鑑賞事業を毎年開催しています。

町民が豊かな人間性を養い、心豊かに生きがいをもって暮らしていくには、こういった生活に 密着した芸術文化振興の取組を充実させることが一層重要となっています。

めざす姿

- ○文化協会や各種サークルなど、町民の自主的な活動を支援します。
- ○美術展をはじめ、関係機関と連携し、生の芸術文化にふれる機会を多く提供します。
- 〇関係機関と連携し、文化に関する情報について、ホームページなどを活用して町内外に発信 します。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇町民向けの芸術文化鑑賞事業を毎年開催します。
- ○幼児や児童生徒向けの芸術文化鑑賞事業を毎年開催します。



5-4-2 文化財の保護・保存と活用

現状と課題

文化財は、わが国、わが町の長い歴史のなかで育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。

本町には、国指定文化財が6件、町指定文化財が9件あり、アイヌ古式舞踊がユネスコ無形文 化遺産に、蝦夷三官寺等澍院が北海道遺産に認定されており、未指定のものも含め、多くの特色 ある貴重な文化財があります。

しかし、アポイ岳高山植物群落や、そこに生きるヒメチャマダラセセリ ※ 、様似山道などの貴重な文化財が環境や時代の変化で失われつつあり、その他の文化財も含め、適切な保存・活用や文化財の掘り起こしに取り組む必要があります。

昭和42年開館の郷土館は築50年を経過し、展示の工夫などにより資料の有効活用に取り組んでいますが、老朽化が著しく狭隘なことから、施設のあり方について早急に検討する必要があります。

国指定文化財 (6件)	町指定文化財(9件)
特別天然記念物 アポイ岳高山植物群落	等澍院護摩堂
天然記念物 幌満ゴヨウマツ自生地	和助地蔵
天然記念物 ヒメチャマダラセセリ	聖観世音菩薩像
重要無形民俗文化財 アイヌ古式舞踊	南無仏太子像
重要文化財 蝦夷三官寺等澍院関係資料	薬師如来三尊仏像
史跡 様似山道	弁財天像
	様似山道
	等澍院古文書
	矢本家文書

めざす姿

- ○国の宝であり地域固有の遺産であるアポイ岳高山植物群落をはじめとした文化財の保存と活用に努め、多くの町民がそれらを次世代に語り継ぐことのできる環境をつくります。
- 〇文化財について計画的な調査と保存・活用を行い、必要に応じ国・北海道・町の指定文化財 とするような取組を推進します。
- 〇文化財が広く町民に親しまれ後世に伝えられるよう、学校教育や社会教育での活用を充実させます。
- ○関係機関・団体と連携し、アイヌ文化伝承の支援を行います。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇様似町における文化財の保存・活用に関する将来的なビジョンをまとめ、継続性・一貫性のある文化財の保存活用を図ります。
- 〇郷土館の維持管理、展示の改善や情報発信に努め、現施設の移転・改築に向けて検討を進めます。





郷土館



等澍院古文書

5. スポーツの推進

5-5-1 スポーツの推進

現状と課題

社会を取り巻く環境は大きく変化し続け、スポーツ活動の機会も減少し、従来の振興方策では 対応しきれない状況が見えてきています。

人口減少や少子高齢化によりスポーツ人口は減少していますが、町民のニーズは多様化しており地域スポーツの環境も新しい仕組みづくりが求められています。

生涯スポーツの町を宣言した当時の人口は約7,900人程でしたが、現在は4,200人を下回り47%減少という状況のなかで、健康づくりという目的意識への変化も相まって施設利用率は高く、生涯スポーツの重要性は浸透されていると思われますが、スポーツ活動に欠かせない施設の老朽化は顕著で、安全面の確保が急務であります。これらの現状を的確に把握し、新しい視点で将来の推進ビジョンを示すことが課題です。

めざす姿

- 〇各種団体活動の維持が困難な現状を踏まえ、スポーツ推進の基盤でもある各種団体が新たな ステージで活動展開できる支援対策を検討します。
- 〇地域スポーツ振興会は人口減少に伴って人口割の格差が顕著となり、現行の枠組みでの活動 は困難であるため、根本的なあり方を検討します。
- 〇町内各体育施設は老朽化が激しく安全面でも年々リスクが高まっている現状を踏まえ、長期 的展望に立った維持・管理対策を講じていきます。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○現行のスポーツ振興会組織を見直します。
- ○施設の改築・改修整備に向けて検討を進めます。



第3部

基本計画

豊かな暮らしを 生み出すために

1.	農業振興対策の推進 ······P. 78
2.	林業振興対策の推進 ·····P.81
3.	水産業振興対策の推進 ·····P. 83
4.	商業振興対策の推進 ······P. 85
5.	工業振興対策の推進 ······P. 86
6.	観光振興対策の推進 ······P. 87

1. 農業振興対策の推進

6-1-1 農業振興対策の推進

現状と課題

基本計画

本町の農家戸数は人口減少や高齢化及び後継者不足などを要因に年々減少しています。また、 農家戸数の減少とともに、生産条件が悪く収益性の少ない農地の遊休化が懸念され、農家個々の 経営と合わせ本町農業の課題となっています。

農地遊休化の防止や担い手対策の取組として、本町の気象条件等に適した「夏秋取りいちご ※」については、生産額が増加傾向にあることから、引き続き推進するとともに、他の作目においても、経営安定化を図るための各種助成制度の充実等にも取り組んでいく必要があります。

農業協同組合においては、信用事業について、上部団体へ移管となったことで、営農等に集中 した事業経営が進められており、引き続き緊密な連携を図りながら、農業及び地域振興対策をと もに進めていく必要があります。

[軽種馬]

軽種馬については、生産農家戸数、生産頭数とも減少傾向にありますが、本町の産業として現在も重要な位置・役割を果たしています。

今後も強い馬づくりに努め国内競馬やホッカイドウ競馬の更なる発展に資するため、需要動向 に即した生産馬の確保が課題となっています。

[水稲・畑作等]

水稲、施設園芸作物については、田代地域を中心に面積が集約されています。

水稲生産については、国内での米消費量の減少や価格が低下傾向にありますが、今後も本町の農業、地域経済を支える重要な基盤となるよう推進を図っていく必要があります。

野菜について、農業所得の安定化を図るため、水稲などとの複合経営作物として導入した「いちご」は、夏期冷涼・冬期温暖な気候を生かし、現在は施設野菜の生産拡大と産地形成化が本格的になり、重要な基幹作物へと成長しています。

選果体制の整備や広域流通出荷の体制強化など、ひだか東農業協同組合と今後も連携を図り、 進めていくことが必要となります。

飼料用作物については、連作による低生産性草地が多いことから、草地の更新や家畜ふん尿を 堆肥化し採草放牧地に対して有効活用を行い、土壌改良をすることが求められます。

また、採草地や放牧地において雑草の侵入被害の増加や鹿による食害が近年増加し、飼料用作物の生産収量が減少しているため、補助金等により支援を行い、草地更新を推進していきます。

[畜産]

乳用牛については、飼養管理技術の向上、乳質改善により1頭あたりの生産量については、増加傾向にあり、安心・安全で良質な生乳生産が行われていますが、農家戸数、飼養頭数の減少により、生産乳量、生産額が減少傾向にあります。

今後においても、生乳の需要拡大は望めず、乳量生産の規制もあるため需要動向に適応した適 正規模による経営の合理化を図る必要があります。

肉用牛については、新富地区に大規模肉用種業者が自然放牧を主体とした、特徴ある牛肉生産 を繁殖から肥育までの一貫経営をもとに進められています。

農業支援事業などの実施により規模拡大、経営安定が図られていますが、今後の社会情勢の変化を注視していくことが、求められています。

めざす姿

[全体として]

- 〇鳥獣被害防止対策計画を推進するため、各種補助事業などを活用し、電気牧柵設置(新規設置、更新)を行い、被害の減少を図ります。
- 〇有畜農家と連携し、堆きゅう肥を投入した土づくりを進め、肥料コストの低減や減農薬栽培 を促進します。
- 〇家畜排せつ物の適正な処理を行い、ほ場副産物 ※ や家畜ふん尿を有効活用し、貴重な有機 物資源としての利用を促進します。
- 〇新規就農者や担い手の確保を促進するため補助金等(農業後継者就農促進対策事業、新規参入者就農促進対策事業)の継続や制度の整備、さらなる充実を行い、農家人口減少への対応 や高齢化への対策を図ります。
- 〇関係団体と連携し、次のことを行います。

[軽種馬]

- 〇各軽種馬関係機関、農業団体と連携を図り、生産者の意識改革を促し、経営システムの導入 による経営分析や生産牧場のグループ化を推進し、経営体質の強化と安定化、コスト低減を 図ります。
- 〇不採算馬の淘汰による繁殖牝馬の資質向上を促進します。
- 〇生産段階での初期調教施設の充実と有効活用を促進し、生産馬の付加価値を高め、経営の安 定を図ります。
- 〇地域経済と本町の産業として守るため「ホッカイドウ競馬」の維持発展を促進します。

[水稲・畑作等]

- 〇旧水田の高度利用化を進めるため、生産性の高い転作営農やほ場整備と団地化を促進し、コストの削減と生産効率の向上を図ります。
- ○環境保全型農業や特別栽培への取組を推進し、安心・安全な作物づくり、品質向上を行い、 付加価値を付け販売額の向上を図ります。
- 〇道営中山間事業や多面的機能支払事業などを活用していき、転作地、周辺草地及び用排水路 などの不良箇所の改善を行い、生産収量の向上、良質な牧草生産を促進します。

- 〇夏秋取りいちごのブランド化を進めるため、栽培技術の向上と品質管理に努め、施設の整備 充実を図ります。
- 〇農業支援事業(様似町地域振興作物等奨励事業、道営中山間事業等)や優駿サポート(草地 新規更新農作業受委託組織)を活用した新規草地更新の促進を図ります。

[畜産]

- 〇生乳需給事情に配慮した計画的生産に取り組み、飼養管理技術の向上と乳質改善に努め、安全・安心で良質な生乳生産を促進します。
- ○酪農ヘルパー事業 ※ の有効活用を行い、生産効率の向上と合理化を図ります。
- 〇生産コストの削減を図るため、町有牧野の有効活用を促進します。
- 〇乳牛能力検定による淘汰の実施や優良雌牛の確保を行い、経営の合理化を促進します。
- ○優良繁殖牛の増頭及び資質向上への取組と経営規模拡大を促進します。
- 〇ひだか東農業協同組合等との連携を図り、技術指導や各種研修会の開催を促進します。

第9次総合計画終了時までの目標

[軽種馬]

種 別 年 度	生産牧場数	生産頭数
令和元年度	24 牧場	340 頭
令和 12 年度	18 牧場	300 頭

関連するSDGsの目標







[水稲・畑作等]

種別	水稲生産者	水稲作付	イチゴ生産	イチゴハウス	加地去往
年度	戸 数	面 積	農家戸数	面 積	畑地面積
令和元年度	8戸	22. 7ha	26 戸	3. 49ha	944ha
令和 12 年度	5戸	22. 7ha	23 戸	3. 20ha	923ha

[畜産]

種別	乳用牛	乳用牛	黒毛和種	黒毛和種	アンガス種等	アンガス種等
年度	生産者戸数	生産乳量	生産者戸数	生産頭数	生産者戸数	生産頭数
令和元年度	2 戸	475, 000kg	3 戸	78 頭	1戸	78 頭
令和 12 年度	2 戸	500, 000kg	2戸	60 頭	1戸	90 頭

※酪農へルパー事業 酪農という年中仕事に拘束され、行動や判断の自由を制限されるという経営の特殊性に対処し、安定的な酪農経営が継続できるよう、定期的な休日の確保や突発的な事柄が発生した場合に農家に変わって作業を行う制度。

2. 林業振興対策の推進

6-2-1 林業振興対策の推進

現状と課題

本町の森林面積は町全体の92%を占める33,365haで、道有林が62%、町有林が11%、 私有林が27%であり、道有林については日高管内で最も広い面積を有しています。

一般民有林(町有林と私有林)12,818haのうち、人工林は3,299ha(26%)、天然林は9,359ha(73%)、無立木地 ※ は160ha(1%)となっており、人工林の樹種別の構成はトドマツ、カラマツ類が大半を占めており、50年以上の主伐期を迎える林分が大半となっています。

本町の林業は、今まで重要な基幹産業としての役割を担っていましたが、木材価格の低迷などに起因した林業採算性の悪化等により、森林所有者の森林整備に対する意識が減退し、経済的な産業から「山づくり」という環境保全面を重視し、地球温暖化防止に貢献するといった環境的産業へと変わりつつあります。

また、ここ数年のエゾシカ生息数の急増は、生息地である森林地帯の樹木への「角こすり」や食害による被害の増大を招き、大きな問題となっています。

今後とも、環境保全としての役割も含めた林業を持続的に維持して行くためには、担い手の育成と労働力の確保をはじめ、児童生徒や住民に対し、木とのふれあいを通じた「木育 ※ 」を推進し、林業への理解を深める活動が必要となります。

また、未整備森林となりがちな不在村森林所有者への啓発活動と伐採後の放置森林の解消への働きかけを町と森林組合等が一体となって取り組み、本町の森林資源を将来へ引き継ぐための活動を推進する必要があります。



[※]無立木地 伐採後に植林がされていない山林。

[※]木育 子どもから大人までが「木とのふれあい、木に学び、木と生きる」取り組みを身近に行い、人と木と森との関わりを通じて豊かな心を育む活動。

めざす姿

- 〇町森林整備計画をもとに、森林の持つ多面的機能 ※ と地域の特性に応じた森林資源の持続 化を図るため、新植や保育 ※ ・間伐 ※ などの各種施業(整備事業)を進めます。
- 〇鳥獣被害防止対策計画を推進するため、各種の補助事業を活用し被害の減少化を図ります。
- 〇森林組合や関係事業所等と連携し、従事者の安定的雇用の推進を図ります。
- ○「木育」を通じた学習活動等へ森林資源の持つ魅力や役割を情報発信します。
- 〇不在村森林所有者等による未整備森林や放置森林等の解消のため、啓発活動や森林環境譲与税を活用し、自ら経営管理を行うことが難しい森林所有者から、意欲と能力のある林業経営者へ、町が仲介役となって経営管理の委託を行い、森林の経営管理の集積・集約化を進めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○各種補助事業の活用を図り、本町の森林の特性に即した森林整備の推進を通じて、後世へ美し い森林を引き継ぐための「山づくり」を推進します。
- ○町公共施設等への木材使用を積極的に推進します。
 - 未立木地

	令和 元年度	令和12年度
面積	160ha	96ha

(目標達成率 40%)

○木質系バイオマス発電用の原料となる未利用材や林地残材の有効利用を積極的に推進します。











- ※森林の持つ多面的機能 森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など極めて 多くの多面的機能を有しているということ。
- ※保育 森林を育てるために行う作業のこと (下刈り、つる切り、除伐、枝打ち、間伐)。
- ※間伐 林の立木密度を下げるために行う間引きのこと。

3. 水産業振興対策の推進

6-3-1 水産業振興対策の推進

現状と課題

水産業の現状は、地球温暖化に伴う海水温の変化の影響を受け、主要水産物(秋サケ・スケトウダラ・スルメイカ・昆布・ウニ等)の生産量減少や、漁業用資材の高騰、消費低迷による魚価安等により、漁業経営が厳しさを増す状況にあるため、新たな魚種への方向転換や、付加価値向上による他地域との差別化が求められています。

また、少子高齢化に伴う漁業経営数の減少により、漁業担い手である新規就業者及び後継者の確保・育成が急務となっています。

漁業基盤である漁港及び漁場整備について、老朽化する付帯設備の改修や藻場の保全等を維持するため、関係機関との連携が必要となります。

漁業協同組合については、漁村の活性化と地域の中核的役割を担う役割を持ち、今後とも緊密 な連携を図り、本町の水産業及び地域振興を進めていく必要があります。

めざす姿

- 〇関連産業と連携し、様似産水産物の供給拡大及び地産地消 ※ の推進に努めます。
- 〇「日高地域コンブ生産安定対策会議」を通じ、関係機関と連携を図りながらコンブの生産力向 上及び収入安定対策等の取組を推進します。
- ○漁業協同組合が実施する計画的な栽培漁業(マツカワ・マナマコ・ハタハタ等)による資源増殖に対し、関係機関と連携し促進します。
- 〇漁業担い手の育成・確保について、漁業協同組合と連携し、受入体制の整備や漁業経営に必要な技術・資格・施設整備に対し支援を行います。
- 〇漁業生産の拠点となる漁港整備について、地元漁業者の要望を活かした整備を計画的に進められるよう、関係機関に対し要望を行います。
- 〇漁場環境保全について、漁業者が実施する昆布の繁茂を阻害する雑海藻の駆除 ※ やヒトデ駆除、未利用海域での漁場造成に対し支援します。
- ○漁業協同組合との密接な連携により町の水産業振興を図ります。

[※]地産地消 地域生産・地域消費の略で、地域で生産された様々な生産物や資源を、その地域で消費すること。

[※]雑海藻の駆除 雑海藻(昆布以外の海藻)が増えると昆布の生える場所が無くなるため、雑海藻を人の手や機械により 駆除すること。

第9次総合計画終了時までの目標

〇漁業者推移(単位:人、戸)

区	分	令和元年 (現況値)		令和12年	(目標値)
		組合員数	経営体数	組合員数	経営体数
日高中央漁協		1 1 8	9 5	9 8	9 1
えりも漁協		117	112	102	9 3
合計		2 3 5	207	200	184

※漁業経営体:満15歳以上で、1年間における海上作業従事日数が30日以上の経営体

○漁獲量・金額推移(単位:トン、百万円)

区 分	令和元年	令和元年(現況値)		(目標値)
	数量	金額	数量	金額
日高中央漁協	5,822	1,480	4,947	1,574
えりも漁協	1, 2 1 0	874	1,053	9 2 6
合計	7,062	2,354	6,000	2,500





4. 商業振興対策の推進

6-4-1 商業振興対策の推進

現状と課題

本町の商業は、飲食店や一般小売業を中心として構成されており、そのほとんどが家族経営や 小規模な商店です。

商業は町民生活を維持するために欠かせないもので、雇用の創出や経済の活性化など大きな役割を担っていますが、町内消費人口の減少やインターネット販売、宅配サービスの普及などによる売上の停滞が町内商店の経営を悪化させ、不透明な先行きもあり後継者不足も現れてきています。

また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイル ※ の見直 しを余儀なくされており、先行きが見えてこない状況のなか、商工会が中心となって町内消費を 喚起するためのクーポン券やスタンプラリーなどの事業を展開し、新たな活力を模索しています。

今後とも商工会が策定した「経営発展支援計画 ※ 」に基づき、経営者の積極的な商業活動の展開、消費者ニーズ・購買行動の変化に対応した経営の近代化、合理化による経済基盤の充実を図る必要があります。

めざす姿

- 〇町外に流出する購買力を食い止めるための事業を実施するとともに、経済の町内循環と町外からの外貨を獲得するための制度等の検討を進め、構築をめざします。
- 〇商工会が策定した「経営発展支援計画」に基づき、経営者の積極的な商業活動の展開、消費者ニーズ・購買行動の変化に対応した経営の近代化、合理化による経済基盤の充実を支援します。
- 〇商業者が安心して経営できるように、運転資金や設備投資資金に対する利子補給など適切な 融資制度の見直しを図るとともに、後継者確保策について総合的に商工会等と検討を重ね、 経営基盤の安定をめざします。
- 〇一次産業と観光産業などとの複合的な産業振興を推進し、「地消地産 ※ 」による地域の活性 化を図り、商店街のイベントやネット販売など地場産品の消費拡大を図ります。

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和12年度
商店・事業所数	87商店•事業所	6 1 商店・事業所

- ※ライフスタイル 生活様式のこと。
- ※経営発達支援計画 全国の商工会が取り組む小規模事業者の持続的発展を支援する事業で、平成28年度から5ヵ年間の支援計画を作成する。
- ※地消地産 地域で消費できるものを生産し、地域内の循環力を高めようとするもの。









5. 工業振興対策の推進

6-5-1 工業振興対策の推進

現状と課題

本町の工業は、地下資源を活用した砕石業や地場資源を活用した水産加工、木材加工業など、ほとんどが中小企業ですが、本町の経済を支え雇用の場として大きな役割を果たしています。

今後とも商工会が策定した「経営発展支援計画」に基づき、消費者ニーズや購買行動の変化に 対応した経営を図るため、高次加工の研究や新たな商品の開発、販路拡大などを支援し、経済基 盤の安定を図るため融資制度を充実する必要があります。

また、雇用の場となっている反面、事業を継続するための労働力不足・人材確保が課題であり、 その手立てについて検討する必要があります。

めざす姿

- 〇地場資源の付加価値を高めるための商品開発や高次加工の研究を促し、ネット販売やふるさ と納税制度の活用、商談会・イベント等による販路の開拓・拡大及び販売促進を支援します。
- ○事業者のネット販売や特産品開発を促進するとともに、地場産品販売などを通じて、新規企業の設立や誘致を図ります。
- 〇事業者が安心して経営できるように、運転資金や設備投資資金に対する利子補給など適切な 融資制度の見直しを行い、経営基盤の安定をめざします。
- 〇安定した経営を継続するため、事業者が利用しやすい融資制度の見直しを図ります。
- 〇労働力の確保や人材育成など、その手立てについて各関係機関と連携して検討します。

第9次総合計画終了時までの目標

	令和元年度	令和12年度
工業系事業所数	2 1 事業所	2 1 事業所









6. 観光振興対策の推進

6-6-1 観光振興対策の推進

現状と課題

本町の観光振興は「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」をツール ※ として推進しており、関連施設やジオサイトの整備、ガイド養成やジオツアーの企画・催行、日本ジオパーク全国大会を誘致するなど、一定の成果はみられています。しかし、ジオパークの認知度は全国的に徐々に高まっているとはいえ、観光の目玉となり得る状態ではなく、また、町民にジオパーク活動が浸透しきれていないこともあり、観光振興の推進体制を強化するための人材確保・育成、拠点施設の整備を図りながら、町内に経済的効果を十分に波及させる取組が必要です。

今後の観光形態がどう変化するか不透明ですが、観光ニーズを的確に把握するとともに、関係 人口(様似ファン)を増やしていくことが重要であり、観光客として来てもらいリピーターとなってもらうため、食や産業と絡めたツアーや観光スポットなどの情報発信、特産品・土産品などの商品開発と提供方法の工夫を通して集客の拡大を図ることが必要です。

また、多彩な観光客ニーズに応えていくため、現在取り組んでいる広域連携によるインバウンド ※ 誘致や体験ツアープログラムの開発、教育観光の受入れなどにも引き続き積極的に対応していくとともに、将来的な日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を見据えて、周辺町と連携したプログラム作りを行う必要があります。

めざす姿

- 〇観光振興を充実することは「稼ぐまち」として持続可能なまちづくりの重要ポイントである ことから、観光協会やジオパーク推進協議会、商工会をはじめ、一次産業者とも連携し、観 光産業を推進する体制を整備します。
- ○関係人口や販路の拡大を図るため、特産品や特産物を生かした商品開発やそれらを提供する 拠点施設を整備し、民間事業者等と連携した情報提供やイベントの開催・参加などのPR活動を推進します。
- 〇広域連携による観光客誘致活動等に積極的に参画し、本町の役割を認識しながら観光産業と して成り立つ地域づくりに取り組みます。
- ○観光客のニーズをとらえ、的確な施設整備を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

	令和 元年度	令和12年度
主要観光施設 (ビジターセンター・観光案内所)	約 22, 000 人	25, 000 人
宿泊者数	約 17, 000 人	18, 500 人













ウニまつり



アポイの火まつり

[※]ツール 観光客を呼び込むためのひとつの道具、手段。

[※]インバウンド 訪日外国人旅行のこと。

第3部

基本計画

発展の基盤 づくりのために

1.	道路環境・地域公共交通の充実P. 89
2.	地域情報化の推進 ·····P. 91
3.	土地利用の推進 ······P. 92
4.	公共施設の有効活用の推進 ······P. 93
5.	移住・交流の推進 ······P. 94

基

1. 道路環境・公共交通の充実

7-1-1 道路環境の整備

現状と課題

基本計画

本町の道路網は、海岸沿いの主要地域間を結ぶ国道336号を軸に道道や町道が整備されおり、町道については各地域間を結ぶ生活道路や産業道路としての役割を果たしています。幹線道路の国道は、塩釜トンネルや山中トンネル、幌満トンネルが整備され、道道においても2路線ともに舗装100%となり道路網の整備は進められていますが、岩盤崩落や高潮災害の発生など自然災害が危惧される国道沿いにおいては、さらなる道路整備が求められています。町道は、これまでの改良や舗装など整備の推進に努めてきましたが、町民の日常生活で重要な役割を果たすことから、今後とも計画的な整備が必要となっています。また、国道336号の塩釜トンネルは、依然として交通事故が発生しており、抜本的な安全対策が求められています。

めざす姿

- 〇国道、道道については、幹線道路として災害に強く安全で快適に地域間を結ぶ道路整備を関係 機関に要望していきます。
- 〇災害発生時における国道336号の通行止めに備え、国および北海道、近隣町と連携を図りながら緊急時における地域間を結ぶ避難路線・代替え路線の確保に努めます。
- 〇町道については、日常生活の利便性や快適性の確保と点検・補修など計画的な維持管理に努めていきます。
- ○塩釜トンネルの安全対策については、抜本的な事故防止対策を講ずるよう関係機関に要請していきます。

第9次総合計画終了時までの目標

○次のとおり関係機関とともに整備を推進します。

年度	整備内	容
	国道 336 号災害防除事業	落石対策工、越波対策工
	国道 336 号交通安全対策事業	塩釜トンネル改良事業
△ €□ 2	道道 233 号道路改良事業	新富様似停車場線
令和 3~ 12 年度	樣似町内道路改良事業	町道道路改良舗装
12 千皮	1.	町道道路排水溝改良
	道路メンテナンス事業	橋梁、トンネル
	(国道・道道・町道)	道路附属物等(シェッド)



7-1-2 地域公共交通等の確保・充実

現状と課題

JR北海道の日高線は、災害により復旧の見込みが立たないことから、JR北海道と廃線合意となり、本町の公共交通は転換バスと路線バスが担っています。

路線バスはジェイ・アール北海道バスが本町にある営業所を拠点に、浦河方面とえりも方面に 運行しています。また、同社が札幌へ向けての都市間バスも運行しています。

人口減少や車社会への変革により、公共交通の利用者は減少し、本町を含めた日高管内各町の 公共交通の将来は非常に厳しい状況となっています。

JR日高線は長い歴史に幕を閉じることとなりましたが、今後の広域地域公共交通全体を考えた、人口減のなかでも効率かつ効果的に交通体系を維持していけるよう、持続可能な地域公共交通が求められています。

さらには、町内の路線バスを維持しつつ、路線バスの運行していない交通空白地帯への支援も 必要となっています。

めざす姿

- 〇通学や通院などで近隣町へ通うかたもいるため、「地域公共交通計画 ※ 」を策定し、近隣町 を結ぶ公共交通が維持できるよう支援し、将来にわたって "住民の足" を確保することをめ ざします。
- 〇高齢社会や交通空白地帯に対応するための「コミュニティバス ※ 」や「乗合タクシー ※ 」 などについて、各種補助や支援制度を含めた本町に合った交通サービスの提供をめざします。

第9次総合計画終了時までの目標

- 〇公共交通数 都市間バス 1路線 維持 路線バス 1路線 維持
- ○地域公共交通計画を策定します。



※地域公共交通計画 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域の移動手段を確保するため、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープラン。

※コミュニティバス 住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。市街地などへの交通手段がない交通空白地帯において公共交通サービスを提供するもののほか、主要施設や観光拠点などを循環する路線などのさまざまなタイプがある。

※乗合タクシー おおむね 10 人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車。用途としては、交通空白地帯の解 消及び高齢者等交通弱者の公共施設等への移動手段として使用されることが多い。

2. 地域情報化の推進

7-2-1 情報通信基盤の整備

現状と課題

テレビ放送は、平成21年から地上デジタル放送が開始され、平成26年に受信率は100% になっています。

インターネット環境については、平成22年から町内で光サービスが開始されており、町内の多くの世帯では電気通信事業者による光ブロードバンドサービス ※ が提供されていますが、一部地域では現在も未提供エリアとなっています。

電話については、ほとんどの世帯に固定電話若しくは携帯電話が普及しており、携帯電話不通 エリアも少しずつ解消されています。

情報通信基盤の整備は、私たちの生活に欠かすことのできないものとなりつつあり、都市部と 差のないサービス提供が求められています。また、新たな情報通信技術の普及が、地域の課題解 決において有効な手段になり得ることも考えられます。

めざす姿

- ○携帯電話や光ブロードバンドサービスについては、町としての費用対効果や民間企業としての戦略もありますが、より多くのかたがサービスを受けられるよう、関係機関と連携し取り組んでいきます。
- ○情報通信基盤は短い周期で変わっていきますので、常に最良の情報通信基盤を本町に導入 できるよう、情報収集に努めるとともに関係機関と連携していきます。
- OIoT ※ やスマート農業 ※ など、住みやすく働きやすいまちづくりを実現するため、情報通信技術の活用について積極的な情報収集を行います。

第9次総合計画終了時までの目標

○希望する世帯への光サービス提供率100%をめざします。



- ※ブロードバンドサービス 「広帯域」にわたる、光ファイバーなどの無線通信技術による高速インターネット接続サービスのこと。
- ※IoT Internet of Things (モノのインターネット)の略で、建物や電化製品・自動車等の多種多様なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。
- ※スマート農業 ロボットやAI、IoTなどの先端技術を活用した農業のことで、作業の自動化やデータ活用により、 担い手の不足や高齢化の課題解決に期待がされている。

3. 土地利用の推進

7-3-1 土地利用の推進

現状と課題

本町の総面積は、364.30kmとなっていますが、その9割以上が森林となっており、宅地は 大通などの市街地部分を除き、背後地が崖地となっている地域に点在しています。

本町の土地条件から、新たに大規模な用地を造成することは非常に難しい状況ですが、近年は 人口減少に伴い市街地に空き地が増加するとともに、公営住宅や様似中学校の移転、教員住宅の 解体などに伴い大規模な遊休地 ※ も生じています。このような遊休地を含め、今後のまちづくり の方向性を考慮したなかで、最も有効な土地利用について検討していく必要があります。

めざす姿

- 〇まちづくりの趣旨や方向性を考慮しつつ、本町の景観を損なわないまま、町民が住みよさをより実感できる土地利用を推進します。
- 〇各法令を厳正に適用し、無秩序な乱開発行為を防止して、自然環境や漁業資源などに影響を及 ぼさないようにします。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○公営住宅や様似中学校の移転、教員住宅の解体などで生じた遊休地については、有効な 土地利用に努めます。
- ○各地域に点在する空き地などについては、土地所有者の理解を得ながら地域の活性化に つながるような利用を促進します。
- ○土地取引の関係法令などを厳正に適用し、土地の乱開発防止などに努めます。

関連するSDGsの目標



※遊休地 住宅や農地や駐車場をはじめとしたどのような用途でも使われておらず、有効活用されていないような土地のこと。遊休している土地のこと。

4. 公共施設の有効活用の推進

7-4-1 公共施設の有効活用の推進

現状と課題

様似町には中央公民館やスポーツセンター、各地域にある生活館など町民が活用できる施設の ほか、役場庁舎やクリーンセンター、下水道終末処理場など特定の用に供するための公共施設が あります。

公共施設全体の管理の指針として国のインフラ長寿命化計画 ※ に基づく様似町公共施設等総合管理計画 ※ を平成28年度に策定しましたが、施設類型ごとの個別管理計画の策定状況は、橋梁、公営住宅、下水道のみとなっており、未策定の施設が多い現状です。

また、相当数の施設が老朽化していることと、建設当時から比較すると人口減少と少子高齢化が進んでおり、持続可能な行政運営のためには各施設のあり方について見直しは避けられない状況にあります。

めざす姿

〇公共施設のあり方を見直し、新しい活用や統廃合などを進めます。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○施設の管理と有効活用の指標として、個別施設計画の策定を進めます
- 〇個別施設計画に基づき計画的な補修と有効活用を図ります。
- ○管理コスト低減のため集会施設の集約化をめざします。
- ○景観に配慮するため、老朽化した公共施設の除却を図ります。

関連するSDGsの目標



※インフラ長寿命化計画 道路や上下水道等をはじめとした全てのインフラの安全性向上と効率的な維持管理を実現するため、目指すべき姿や基本的な考え方等をまとめた国の計画。

※様似町公共施設等総合管理計画 人口減少や高齢化、財政課題など町の今後の社会・財政情勢に対応した「これからの 公共施設全般の方針」を定めるもの。公共施設に関する総合的かつ全町的な計画。

5. 移住・交流の推進

7-5-1 移住・交流の推進

現状と課題

本町では平成28年に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住対策の 推進を図っていますが、そのほとんどは特定業種への参入となっております。現に生活している 町民を第一としつつ、町外の人々をも惹きつけるより一層の魅力あるまちづくりが求められてい ます。

地域の活力を維持・発展させるためには、本町に住む町民だけでなく、町内に居住していない地域外の人々に対しても、地域の担い手としての活躍を促すこと、地方創生の当事者の最大化を図ることが必要不可欠です。地域の産業や行事等に携わる、副業・兼業で週末などに地域内で働くなど、地域や地域の人々に多様な形で関わる「関係人口」を創出し、地域の力にしていくことが求められています。

新たな分野での「関係人口」や地域間交流を創出していくとともに、これまでに築いてきた「ふるさと会」や友好姉妹町村等との継続的な関わりを増大させていくことも含め、「二地域居住 ※」あるいは将来的な移住につながると考えられます。

めざす姿

- 〇関係人口になるきっかけづくり、土壌づくりとして、SNSやふるさと納税等を活用した情報発信を促し、興味・関心をもつ関わりを構築します。
- 〇「関係人口」を創出し本町を応援してくれるサポーターの増加を図ります。
- 〇移住定住を促進するため、各種制度の活用や住宅環境の受入体制整備及び雇用の場の情報収 集と情報発信を推進します。

第9次総合計画終了時までの目標

- ○交流人口及び関係人口の拡大に向けた制度の構築を図ります。
- ○「ふるさと会」、「ふるさと応援大使 ※ 」及び友好姉妹町村等との関係を継続し、様似町のファンとしてつながりを維持します。
- 〇移住希望者に対し住宅情報・求人情報等移住に関する情報を一元化し、迅速かつ効果的な相談体制を推進します。

[※]二地域居住 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点(ホテル等を含む)をもうけ、旅行や年末年始の帰省、出張等といった一時的ではなく、一定期間以上過ごすこと。

[※]ふるさと応援大使 まちの魅力を広く紹介し、本町のイメージアップなどに資するため、本町のPR活動を実施する観光大使のこと。

基本計

画

基本計画

〇移住定住者受入数

	平成27年度~令和元年度	令和3年度~令和12年度
移住者定住者受入数	3 1人	20人











